

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

名古屋駅周辺地区安全確保計画部会

平成28年2月

目 次

はじめに

1

§ 1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第19条の13第2項第一号）

1 計画の位置付け

1-1 計画の意義	1
1-2 計画の対象範囲	2

2 計画検討の前提条件

2-1 対象とする災害	3
2-2 想定する地震と被害想定	3

3 名古屋駅周辺地区の現況

3-1 滞在者・来訪者の状況	5
3-2 耐震建築物の状況	6
3-3 公園・道路の状況	7
3-4 大規模都市開発の状況	8
3-5 地区内事業者の災害への備え	9

4 地区の特性からみた課題と対応方向

4-1 名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計	11
4-2 都市再生安全確保施設の確保	12
4-3 行政・事業者・帰宅困難者の発災時の行動	12

5 計画の目標等

5-1 計画が目指す目標	13
5-2 計画の作成・実施に向けての基本理念	13
5-3 目標の実現に向けての取組み	14

§ 2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

1 発災時に実施する事務や平常時における準備等(法第19条の13第2項第五・六号)

1-1 基本的な流れ	1 5
1-2 誘導の方向性	1 6
1-3 具体的な取組み	1 6
(1) 発災時に実施する事務	1 7
(2) 平常時における準備	1 8

2 都市再生安全確保施設の管理及び整備(法第19条の13第2項第二・三号)

2-1 都市再生安全確保施設の管理に関する事項	2 1
(1) 一時退避場所	2 1
(2) 退避施設	2 2
2-2 都市再生安全確保施設の整備に関する事業	2 3
(1) 一時退避場所	2 3
(2) 退避施設	2 3
(3) 情報伝達施設	2 3
2-3 都市再生安全確保施設の位置図	2 4

おわりに

1 計画の変更

2 計画の体制

————— 2 5

参考資料

1 「退避施設開設・運営ガイドライン(試行版)」の概要	2 6
2 「情報伝達ガイドライン<中間案>」の概要	3 0
3 帰宅困難者等の推計について	3 4
4 計画に関する用語について	3 5

はじめに

平成24年4月に都市再生特別措置法が改正（7月1日施行）され、都市再生緊急整備協議会において都市再生安全確保計画を策定する制度が創設されました。この計画は、官民連携により多様な主体で構成される協議会が主体となって作成し、それぞれの実施主体が責任を持って実行する計画です。

当地域において初の取組みとして、大規模災害が発生した場合、大量の帰宅困難者等が発生し、大きな混乱を招くことが懸念されている名古屋駅周辺地区（以下、当地区）を対象に、第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画を平成26年2月に作成しました。この第1次計画をもとに、より実効性の高い計画として第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（以下、本計画）を作成するものです。

「都市再生安全確保計画」とは（都市再生特別措置法 第19条の13より）

大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な、退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下、「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画

都市再生安全確保計画の内容

- ・滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（目標等）
- ・都市再生安全確保施設の整備・管理
- ・滞在者等の誘導、情報提供など安全の確保を図るために必要な事務 等

都市再生安全確保計画の効果

- ・地域の防災性能の向上
- ・地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化

§1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第19条の13第2項第一号）

1 計画の位置付け

1-1 計画の意義

当地区は、1日の乗降客数が約110万人のターミナル駅を有しており、広域から多くの従業者、通学者や買物・出張などの来訪者が存在します。超高層ビルや地下街などが立地する人口・機能の集積エリアとして名古屋都市圏の中心的な役割を担う地区であり、本計画の作成と事業推進により一斉帰宅の開始による混乱を防止し、滞在者等にとって安全な街、ビジネスなど事業継続性の高いまちを実現することは、地域としての防災性能向上のみに留まらず、広域的な救急・救命・防災活動等の円滑化や、名古屋市全域さらには名古屋都市圏全体の安全確保に資するものです。

また、名古屋都市圏はモノづくりの中核圏域であり、首都圏のバックアップ機能も期待されます。名古屋駅は、関東圏と関西圏を結び、東京駅と同規模の乗降客数を有する全国的にも重要なターミナル駅です。当地区で帰宅困難者対策を始めとした官民連携による安全確保対策を先導的に進めることは、我が国全体の安全・安心にも大きく寄与します。

本計画の意義と効果を十分に發揮するためには、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定など自助による個々の企業等の取組みの促進を前提としますが、本計画により、地域としてさらに企業間等による共助（DCP：District Continuity Plan）の充実を促し、将来的な地域像としては、災害に強い安全・安心な街（BCD：Business Continuity District）という地域ブランドの確立を果たします。

さらには、こうした本計画の取組みによって都市の国際競争力を強化するとともに、世界に向けてその魅力をアピールし、名古屋都市圏の価値向上を図ります。

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

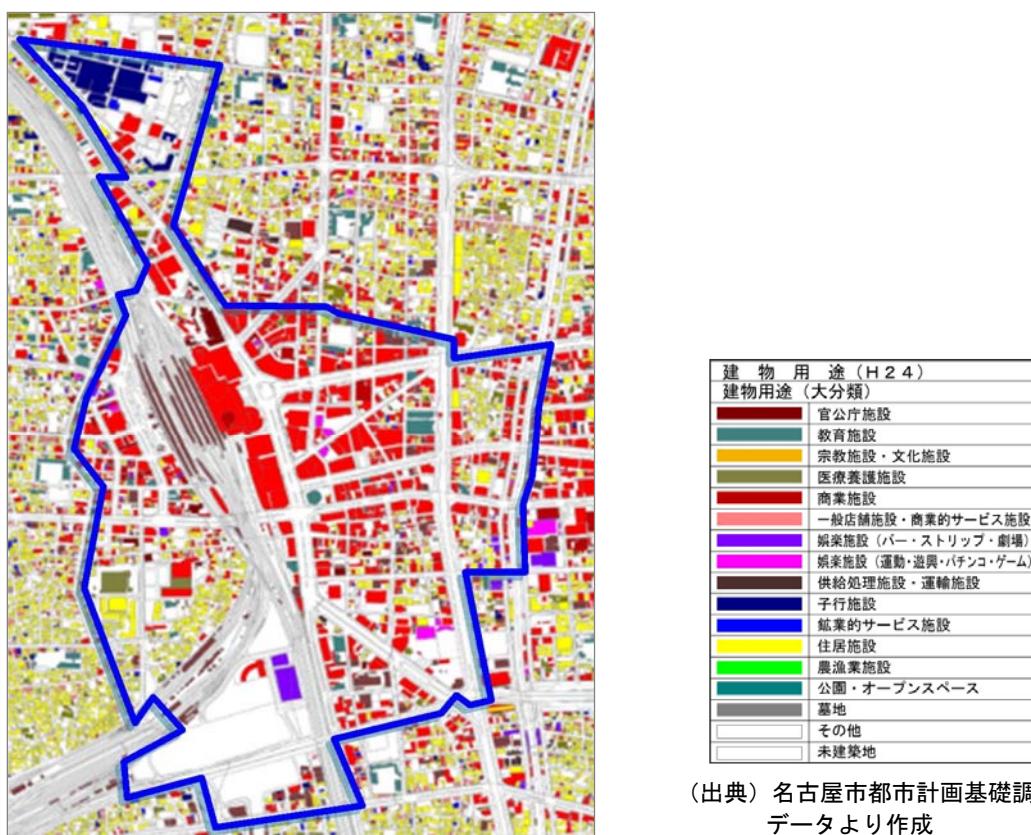
図-1 当地区的目指す将来像



1-2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、都市再生緊急整備地域（平成25年7月12日指定）のうち、ターミナル駅が立地する名古屋駅周辺の堀川以西地域（名古屋駅周辺地区）とします。

図-2 計画の対象範囲



2 計画検討の前提条件

2-1 対象とする災害

名古屋市域で発生する震度6弱以上の地震を対象とします。

2-2 想定する地震と被害想定

計画検討に用いる前提条件として、中央防災会議 防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成24年8月 第一次報告、平成25年3月 第二次報告）」による知見を踏まえ、災害発生時のライフライン、交通機関の被災状況を想定します。

表-1 想定する地震

想定する地震	南海トラフ巨大地震（平成24年8月 第一次報告）
地震動	・震度6強～6弱の揺れが3分程度、立つこともできない状態がしばらく続く、震度4以上の余震が頻繁に起こる。
津波	・地震発生後1時間40分程度で港区に津波第1波が到達する。 ※当地区での具体的な浸水被害等及びその影響は、現時点では考慮しない。

表-2 交通機関・ライフラインの被害想定(県内、東海地域の状況)

交通機関	鉄道	・愛知県内の全線で、軌道変状のほか電柱、架線、高架橋の橋脚等に被害が生じ不通となる。 ・3日～1週間後は、各在来線は応急復旧作業中であり不通のままである。1か月後には、津波被害を受けていないエリアの一部復旧区間で折り返し運転が開始され、震度6弱以上の揺れを受けた路線の約50%が復旧する。
ライフライン	電気	・発災直後は東海三県の約9割で停電。需給バランス等に起因した停電は、供給ネットワークの切替等により3日程度で多くが解消されるが、東海三県では1～5割の停電が継続。1週間後には、電柱（電線）被害等の復旧も進み、約9割以上の停電が解消する。
	ガス	・発災直後は東海三県の約2～6割で供給停止。安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、約6週間後に大部分が復旧する。
	上水道	・発災直後は東海三県の約6～8割が断水。1か月後には1～2割で断水状態が続く。
	下水道	・発災直後は東海三県の9割が利用困難となる。約3週間後に、9割以上の利用支障が解消する。
	通信	・固定電話は、東海三県で約9割が通話支障（通話規制除く）。停電による不通は数日間で解消し、通信設備の被災の影響も1週間後にはほぼ復旧する。 ・携帯電話は、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難。非常用電源の電力供給が停止する1日後に停波基地局率は最大となる。基地局の停電による広域的な不通は数日間で解消する。

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

当地区では、大規模地震の発生によって下図のような災害発生の危険性があります。災害発生時の被害の様相として、前掲の「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」に基づき、下表のような各事象を想定します。

表-3 当地区で想定される様相

物的被害	・揺れによる建物倒壊 (特に 1980 年以前の木造建物が多い太閤方面等に被害が発生する可能性)	全壊	216 棟
		半壊	426 棟
		木造全半壊	471 棟
・長周期地震動により、高層建築物が影響			
人的被害	・出火件数		0.85～2.46 件
	・死者、負傷者	死者	90 名
		負傷者	1,481 名

○火災発生危険

- ・木造密集地域等で出火した場合、延焼による被害発生の可能性

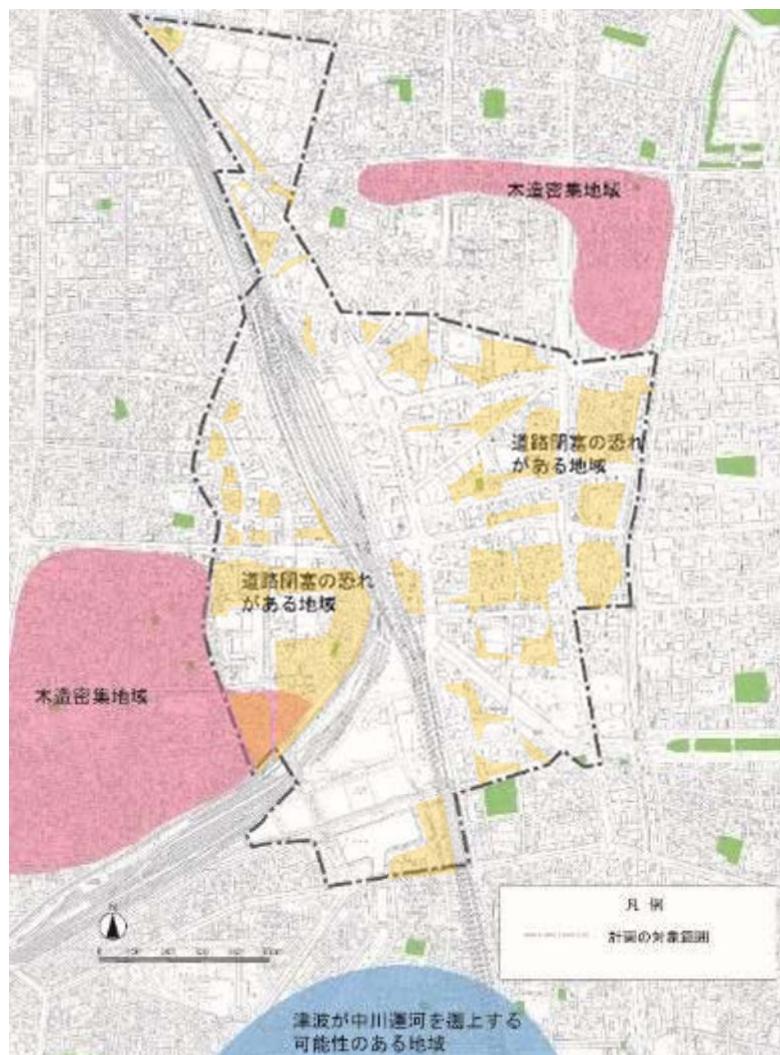
○津波浸水

- ・地震発生後 1 時間 40 分程度で港区に津波第 1 波が到達
- ・中川運河の水門（常時閉鎖）が揺れにより破壊される等して、河川遡上を想定する場合、広住町、柳堀町付近まで 0.01～0.3m 程度の浸水の可能性

○道路閉塞

- ・建物倒壊、倒壊危険及び液状化等から、主要な街路にまで影響を及ぼすような状況は推定されないものの、道路閉塞が発生
- ・特に幅員 8m 未満の道路が多い駅西方面、柳橋中央市場付近及び堀川～江川線間において発生する可能性

図-3 当地区における災害発生危険性



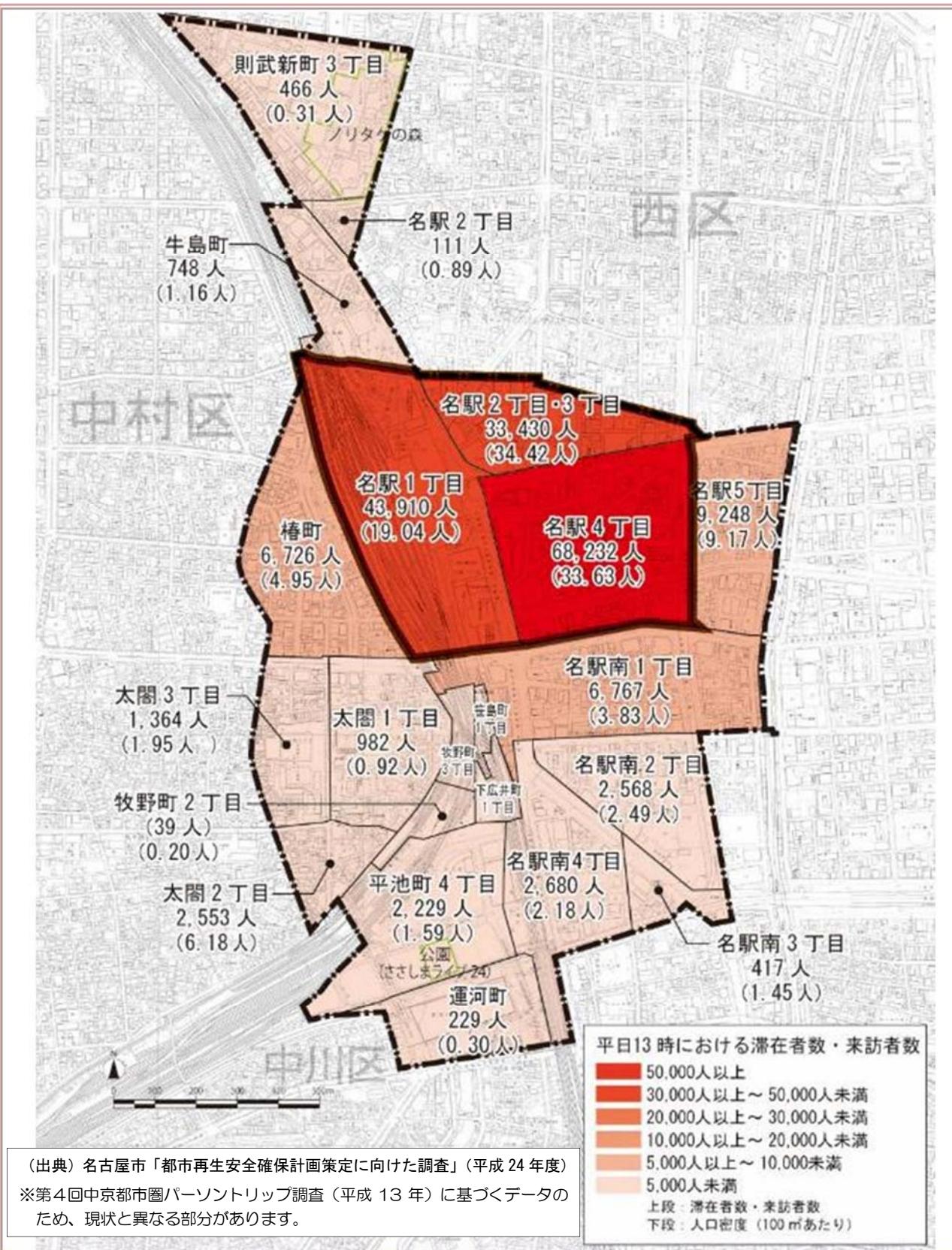
第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

3 名古屋駅周辺地区的現況

3-1 滞在者・来訪者の状況

滞在者・来訪者の集積が高いのは、名駅四丁目、名駅一丁目、名駅二丁目・三丁目（うち都市再生緊急整備地域）で、当地区全体の8割近くを占めている。

図-4 滞在者・来訪者の集積

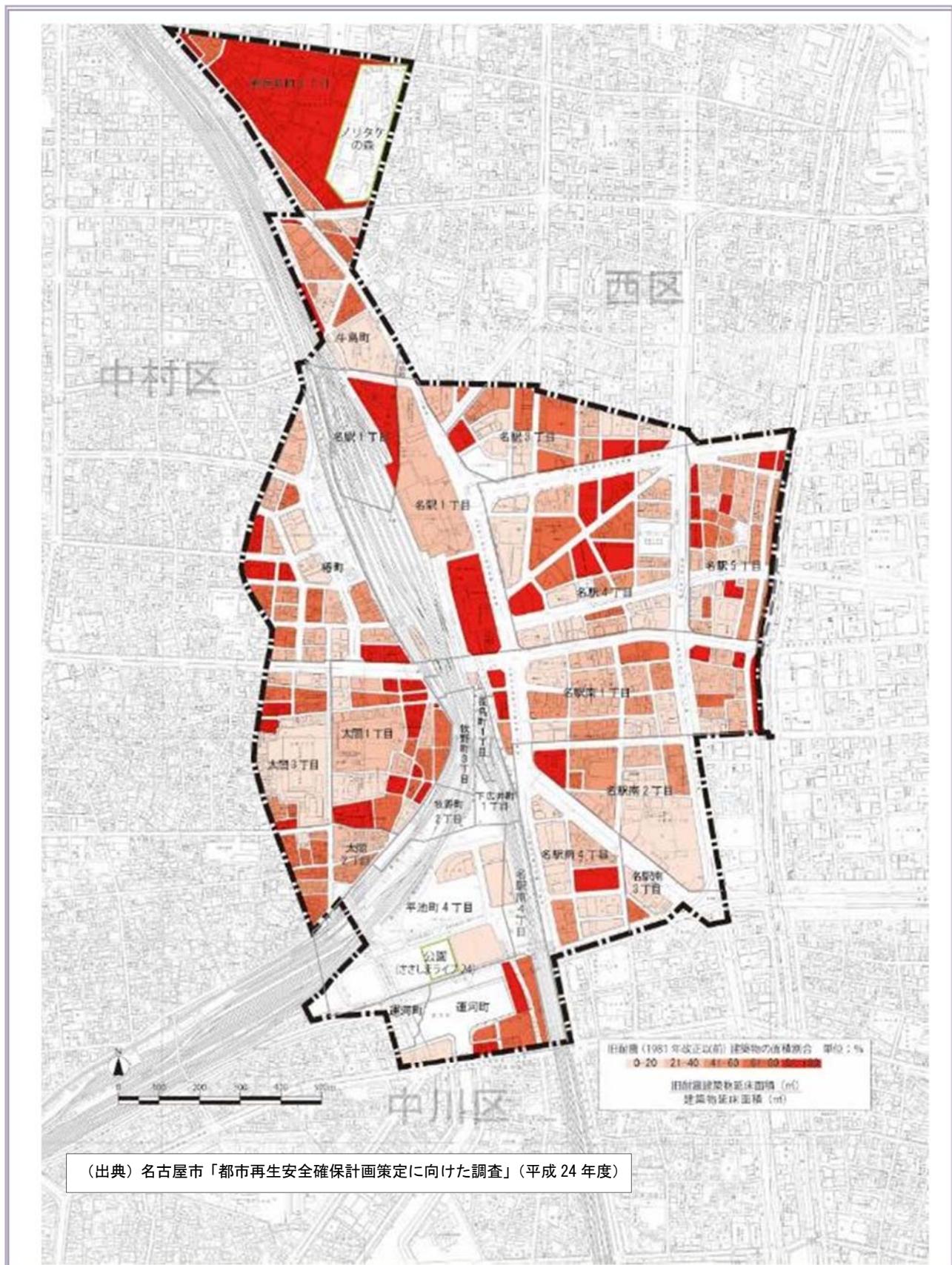


第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

3-2 耐震建築物の状況

旧耐震建築物の割合は42%となっている。名古屋駅前のように街区単位での再開発により建物更新が進んだ街区と旧耐震建築物が残る街区が混在しているが、目立った特徴はみられない。

図-5 耐震建築物の状況



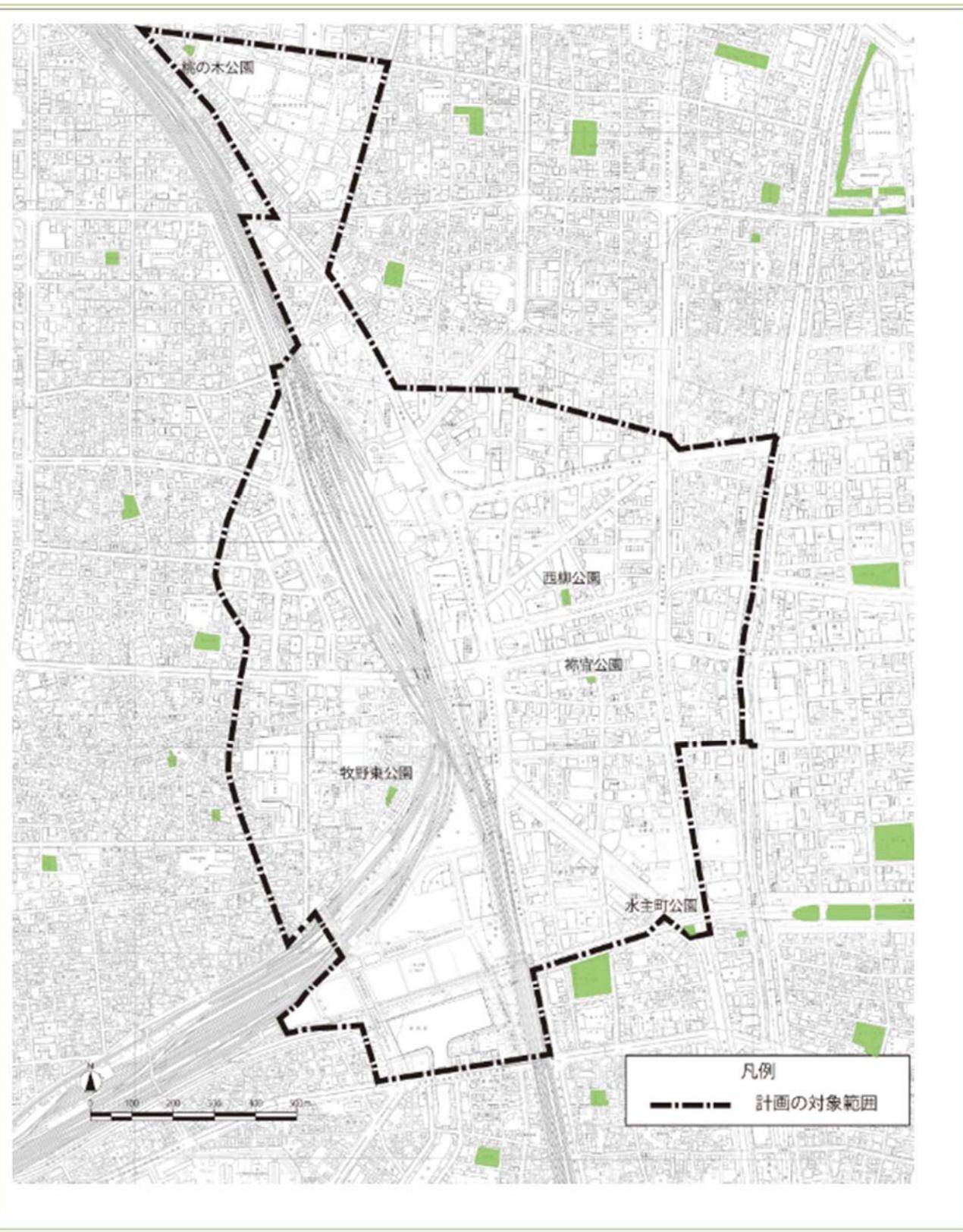
第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

3-3 公園・道路の状況

地区内の公園の配置は、下図のようになっている。

公 勧	3,500 m ²
道 路	391,285 m ² (うち歩道 141,818 m ²)

図-6 公園・道路の状況

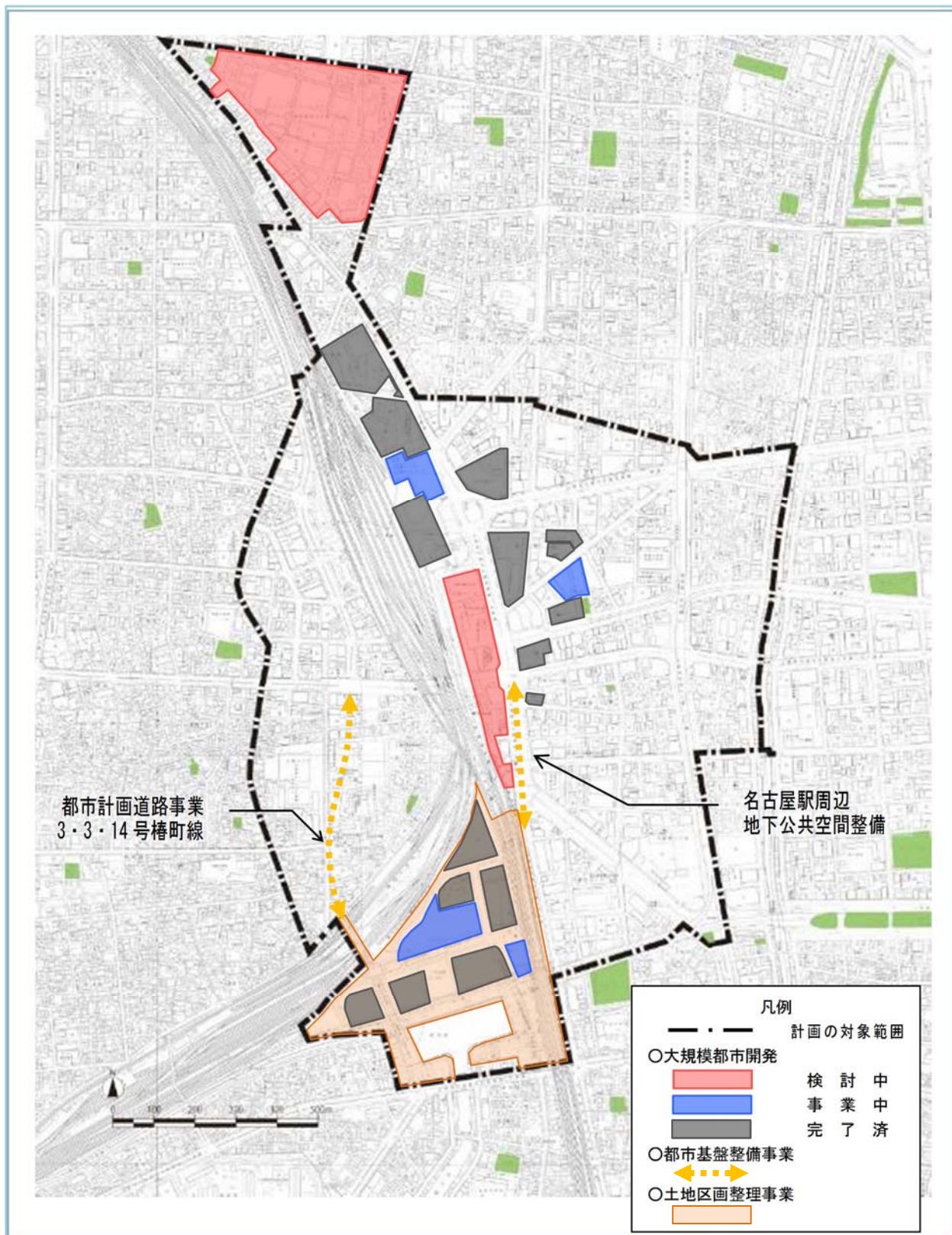


第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

3-4 大規模都市開発の状況

地区内では、下図のような大規模都市開発が実施、検討されている。
(平成28年3月現在)

図-7 大規模都市開発の状況



第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

3-5 地区内事業者の災害への備え

以下の現状分析及び考察は、名古屋駅周辺地区内の事業者（180 者）に対して実施したアンケート調査（H27.8 実施）に回答頂いた事業者（54 者）の結果をもとに整理したものです。

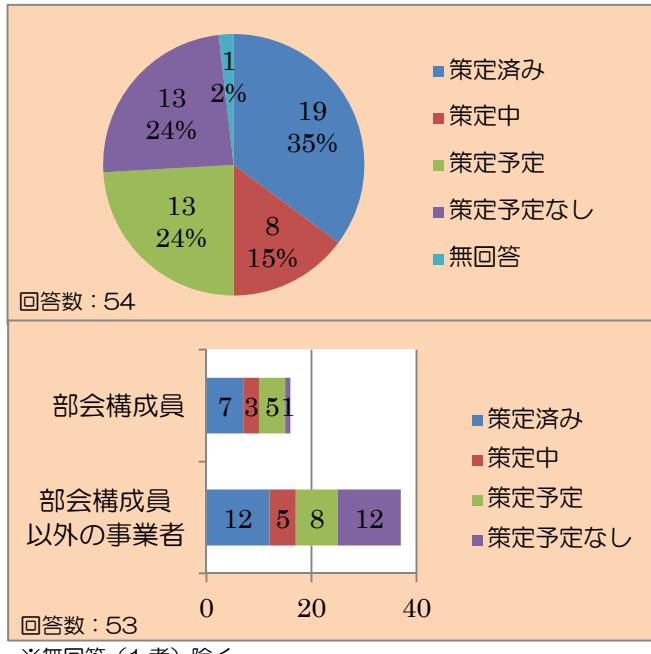
○事業継続に関する地区内事業者の現状

① B C P の策定状況

安全確保計画の前提となる B C P の策定状況をみると、7割強の事業者（40 者）が「策定済み・策定中・策定予定」であるのに対し、2割以上の事業者（13 者）が「策定の予定なし」となっています。

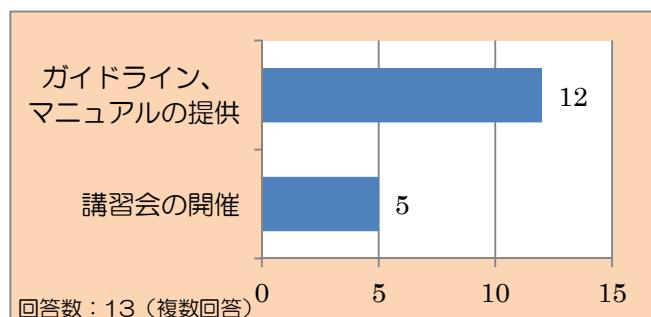
安全確保計画部会の構成員（以下、「部会構構員」という。）（16 者）では、ほとんどの事業者が「策定済み・策定中・策定予定」であるのに対し、部会構構員以外の事業者（37 者）では、その 3 割強（12 者）が「策定予定なし」と状況が異なっています。

安全確保計画部会に所属していない事業者を中心に、BCP 策定に向けた啓発・支援を行うことが課題といえます。



② B C P の策定支援策

「策定予定なし」とした事業者のうち、BCP 策定に際し希望するサービスとして、9割強の事業者（12 者）で「ガイドラインやマニュアルの提供」を挙げ、4割弱の事業者（5 者）が「講習会の開催」を挙げています。BCP の策定支援には、ガイドラインやマニュアルの提供が有効と考えられます。



③ 事業継続にかかる課題認識

【単独による取組みの限界】

発災後の速やかな事業の再開・継続に向けた単独による取組みについて、8割強の事業者（45 者）が「限界がある」と回答し、1割強（7 者）が「分からない」と回答し、「分からない」を含めると、ほとんどの事業者が単独での事業継続に不安を抱えている状況が伺えます。

単独による取組みの限界があるとして回答された主な事項は以下のとおりです。

通勤・業務に係る移動手段	27 者（全体の 5割）
電力	26 者（全体の 5割弱）
電話	23 者（全体の 4割強）
ネット回線	21 者（全体の 4割弱）
上下水道	21 者（全体の 4割弱）
建物の安全性評価・修復	21 者（全体の 4割弱）
ガス	20 者（全体の 4割弱）
物資の輸送手段	15 者（全体の 3割弱）

回答数 : 45 (複数回答)

【共助による取組みの可能性】

発災時の速やかな事業の再開・継続に向けて、地区内の他の事業者と連携して自ら取組む（共助）の意識について、「連携できる取組みがある（14者）」、「連携できる取組みはない（6者）」、「分からぬ（33者）」と、具体的な取組みについて理解不足の状況となっており、取組みの具体化が課題といえます。

なお、共助の取組みとして可能な事項として、14者から以下の回答を得ました。

通勤・業務に係る移動手段	4者
建物の安全性評価・修復	4者
代替施設の準備	4者
物資の輸送手段	3者

回答数：14（複数回答）

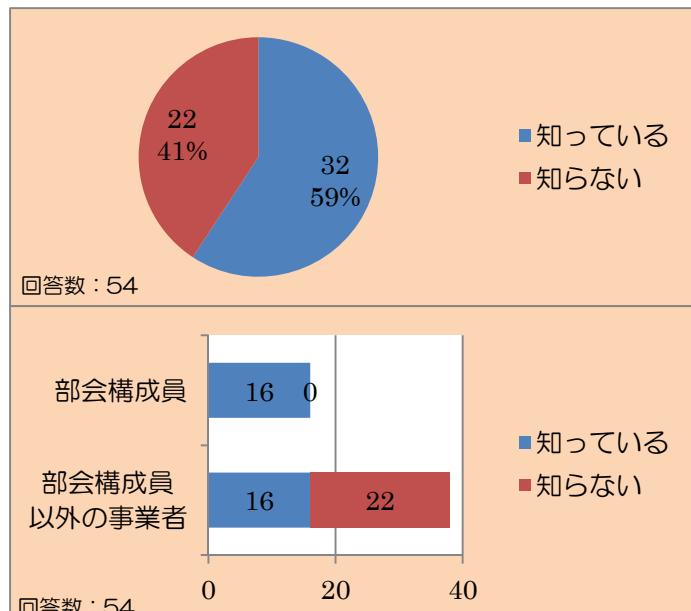
○安全確保計画の認知度

安全確保計画について「知っている」と答えた事業者は、全体の約6割程度（32者）です。

そのうち、部会構成員以外の事業者（37者）では、約4割強（16者）が「知っている」と答えています。

なお、部会構成員以外の事業者が、安全確保計画を認知した方法としては、「市HP・市政情報（8者）」「区役所（1者）」「市担当者からの説明（1者）」とほとんどが行政HPや行政情報となっています。

部会構成員に対する情報提供と比較すると、幅広い事業者への情報発信も課題といえます。



○一斉帰宅抑制の認知度

一斉帰宅抑制という考え方について「知っている」と答えた事業者は、全体の8割強（45者）であり、安全確保計画よりは認知度が高くなっています。

【従業者等への一斉帰宅抑制に向けた取組み】

従業者等に対する一斉帰宅抑制の取組みについて、平常時から周知・訓練等を行っている事業者が約6割（33者）、災害時において、情報収集・提供や必要な備蓄物資の提供等を実施する予定の事業者が約6割弱（30者）となっています。

【来訪者への一斉帰宅抑制に向けた取組み】

来訪者に対する一斉帰宅抑制の取組みについては、平常の周知・訓練等を行っている事業者が2割強（13者）、災害時の情報収集や提供等を予定している事業者も約3割（16者）と、従業者等に対する取組みに比べて、取組みが少ない状況となっています。今後、従業者等とともに来訪者に対しても、一斉帰宅抑制への取組みへの理解を深め、実施につなげていく必要があります。

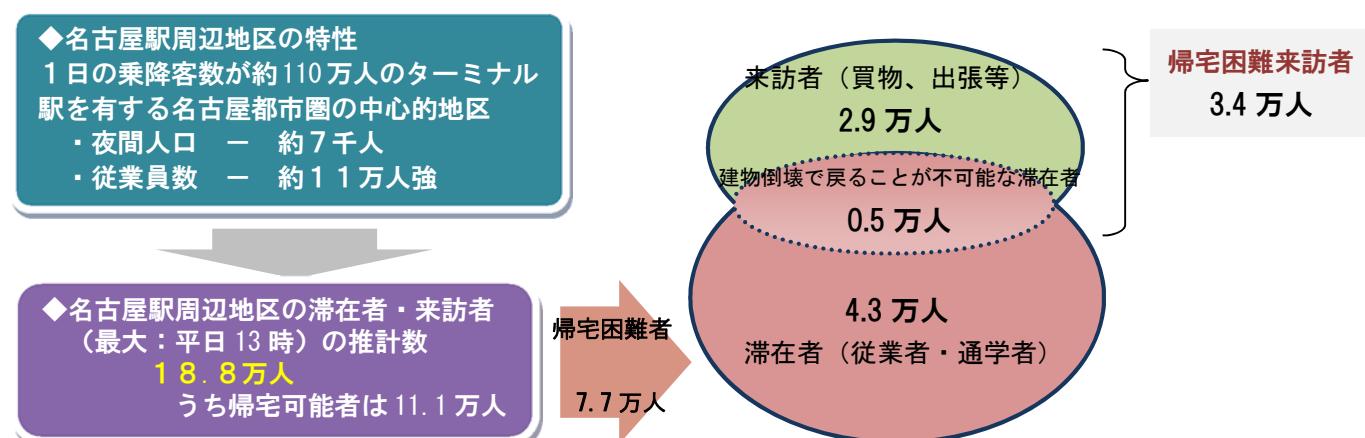
4 地区の特性からみた課題と対応方向

4-1 名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計

帰宅困難者等の推計結果として、当該地区には最大となる平日13時の時点で18.8万人の滞在者（従業者・通学者）・来訪者（買物、出張等）が見込まれます。そのうち徒歩で帰宅可能な11.1万人を除いた7.7万人が帰宅困難者となる可能性があり、発災直後の18.8万人並びに7.7万人への対応が課題となります。

施設管理者等が滞在者への対応を行った場合、行き場の無い帰宅困難来訪者は3.4万人となり、本計画で対応していく必要があります。

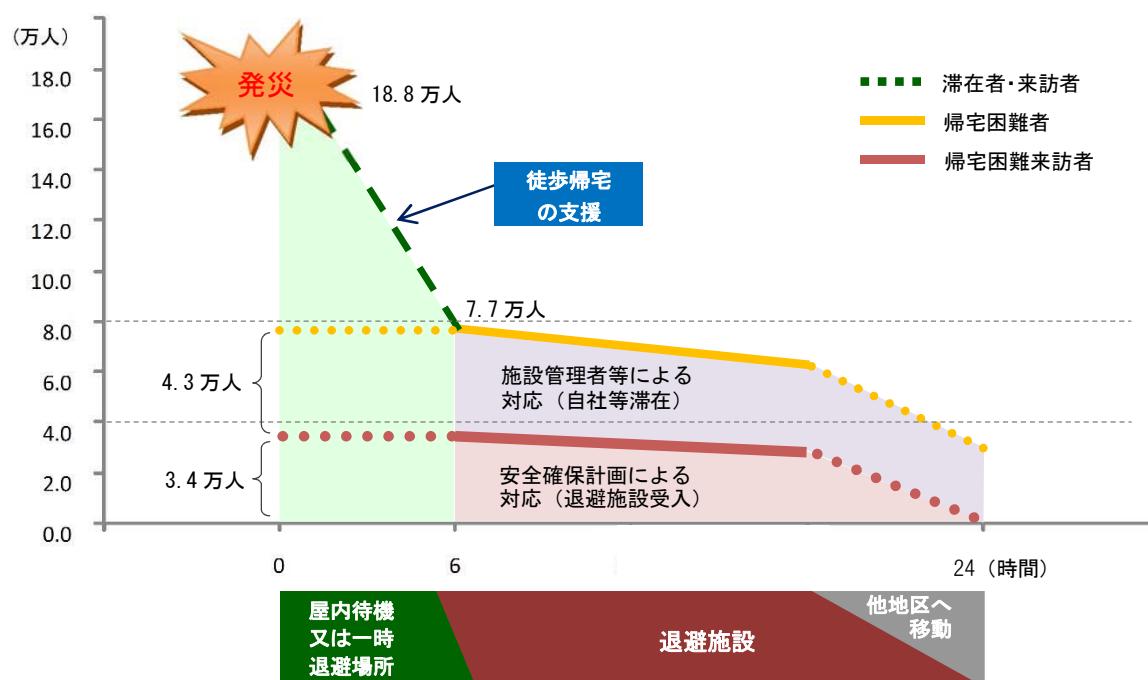
図-8 名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計



※帰宅困難者等の推計については、34ページ「帰宅困難者等の推計について」を参照。

※推計値には、津波による帰宅困難の増加、エリア外からの流入は含まない。

図-9 発災後の滞在者・来訪者への対応



※発災から24時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

4-2 都市再生安全確保施設の確保

当地区の特性を踏まえて、滞在者・来訪者の安全確保を図り、特に発災後の混乱等を防ぐためには、一時退避場所や退避施設など都市再生安全確保施設を確保していく必要があります。

○一時退避場所に係る対応

地震発生時に建物から滞在者・来訪者が一斉に屋外へ出た場合、人々が留まる空間が不足する恐れがあり、車道にあふれるような事態が起きないよう身の安全を確保できる一時退避場所の整備・確保が必要です。

○退避施設に係る対応

交通機関の停止により帰宅困難来訪者が一定期間地区内に留まることになるため、安全に風雨をしのぐことができる屋内の退避施設の整備・確保が必要です。

○その他の施設等に係る対応

- ・備蓄倉庫：退避施設へ安全かつ衛生的に留めるために必要な物資を保管する施設の整備が必要です。
- ・情報伝達施設：滞在者・来訪者の退避や移動の際に有用な情報を提供する施設が必要です。
- ・非常用発電設備：非常時の電源を整備することによって都市再生安全確保施設として活用が可能な施設に対しては、非常用発電設備の整備が必要です。

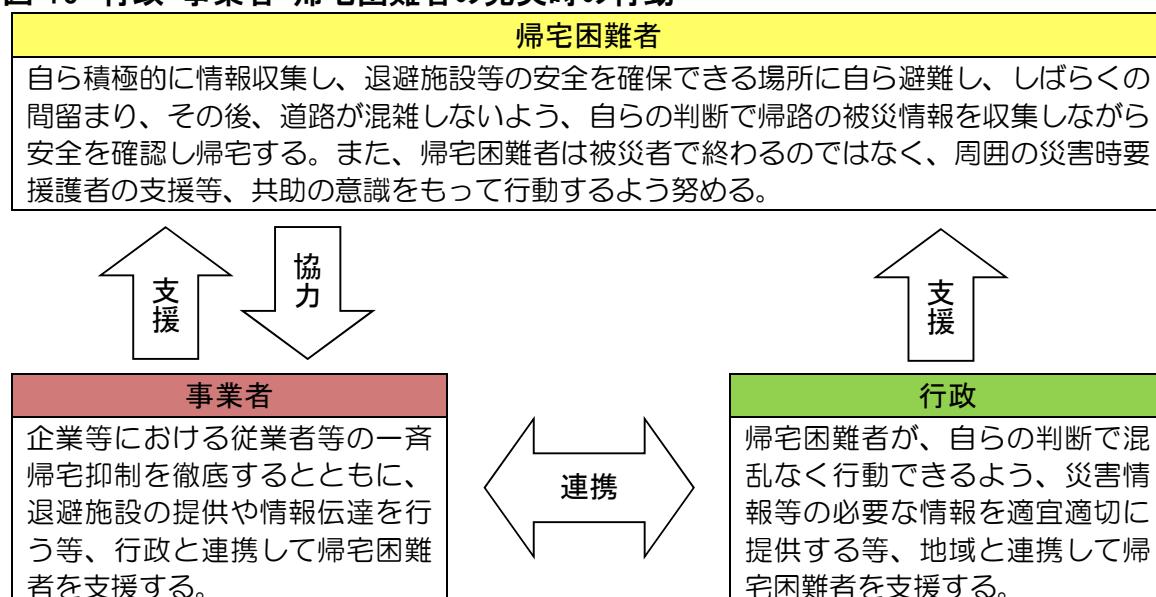
官民連携のもと、当地区の改善に繋がる新たな民間再開発の促進や既存施設の活用により、都市再生安全確保施設の確保を進めています。

4-3 行政・事業者・帰宅困難者の発災時の行動

大規模地震が発生した場合、行政や事業者は被災者への対応や事業継続にそれぞれ尽力するため、帰宅困難者への対応が制限されます。したがって、帰宅困難者自らが積極的に情報を収集し、収集した情報に基づき、混乱なく安全な場所に自ら避難し留まり、混乱なく帰宅することが重要です。

そのために大切なのは、行政と事業者が連携して帰宅困難者を支援することです。行政は、帰宅困難者が自らの判断で混乱なく行動できるよう、必要な情報を適宜適切に提供します。また、事業者は、従業者等の一斉帰宅抑制を徹底するとともに、帰宅困難者への退避施設の提供や情報伝達等を行います。

図-10 行政・事業者・帰宅困難者の発災時の行動



5 計画の目標等

5-1 計画が目指す目標

本計画では、課題となる滞在者と来訪者を対象に、計画事業の取組みによって実現を目指す目標を、以下のように設定します。

図-11 計画が目指す目標

1. 発災直後の混乱回避と発災後概ね 24 時間後までの滞在者等の安全確保と帰宅支援
2. 発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保
3. 平常時における防災意識の共有化と向上

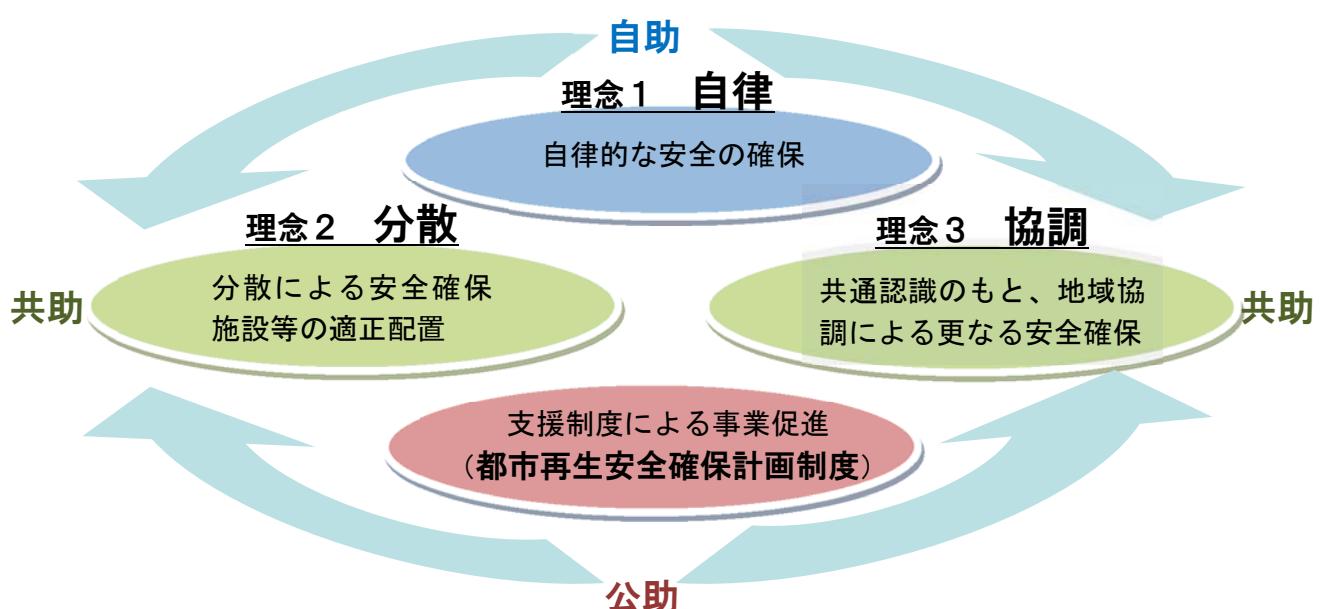
5-2 計画の作成・実施に向けての基本理念

防災対策は、本来、「自助・共助・公助」によって構築していくものであり、予防対策から発災後の復旧対策まで考えた場合には、「自助・共助・公助」の結びつきをさらに強固なものとし、市民・地域・企業・行政等のパートナーシップに基づいた「防災協働社会」の形成を進めていく必要があります（「名古屋駅地区滞留者等対策検討委員会結果報告」（平成 15 年）より）。

自助・共助・公助を背景とした協働による取組みを着実に進めるためには、計画の作成・実施に向けての基本理念を様々な関係主体が共有することが大切です。本計画では、関係者が共有すべき基本理念を、以下のとおりに定めます。

図-12 計画の作成・実施に向けての基本理念

～ 市民・地域・企業・行政、滞在者・来訪者、全員で築く都市再生安全確保 ～

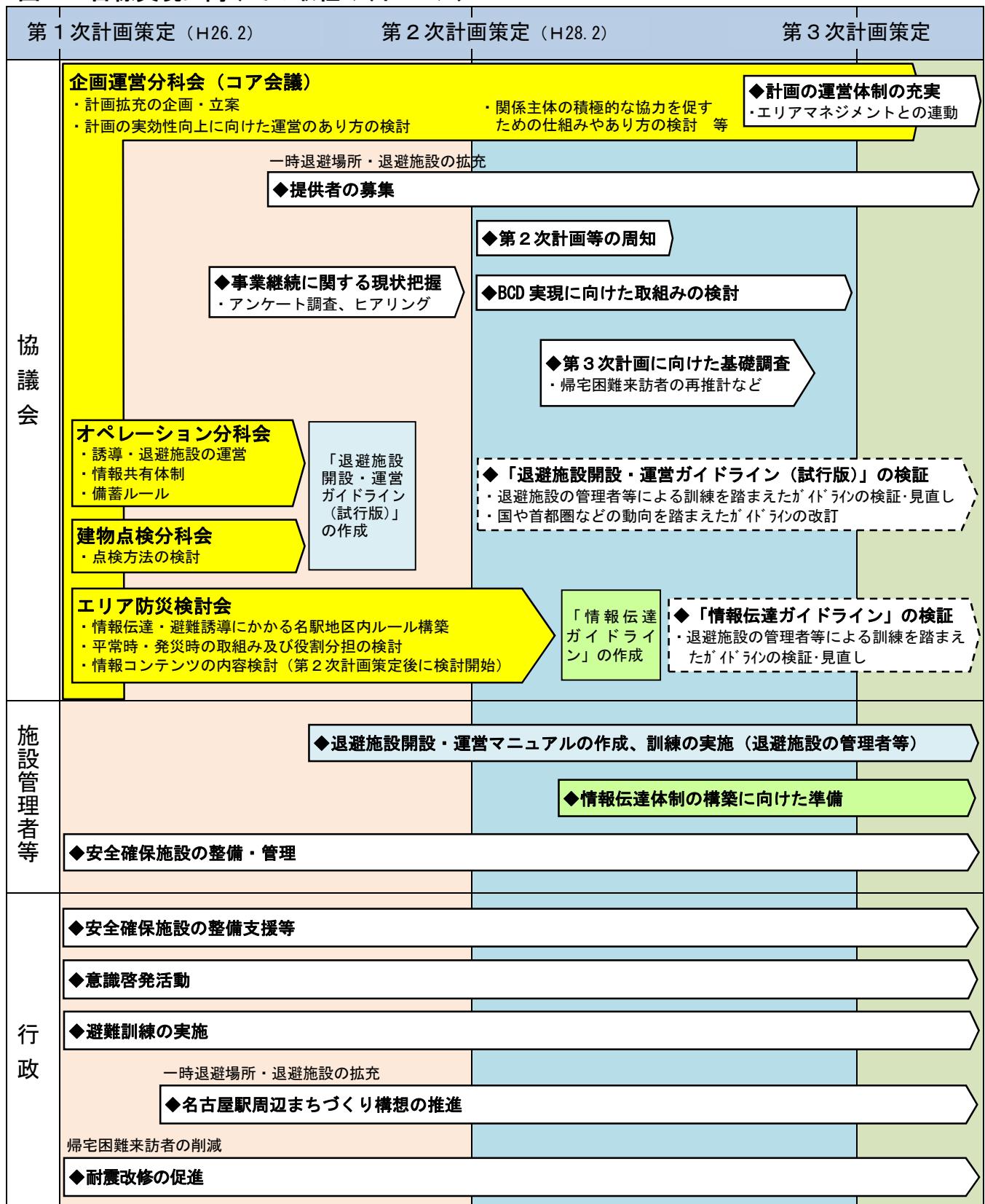


第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

5-3 目標の実現に向けての取組み

目標の実現に向けて、第2次計画に記載した取組みを基盤として、関係主体での協議・調整を経ながら、今後も地区の安全確保に係る対策に取組んでいきます。

図-13 目標実現に向けての取組み(イメージ)



※発災から24時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

§2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

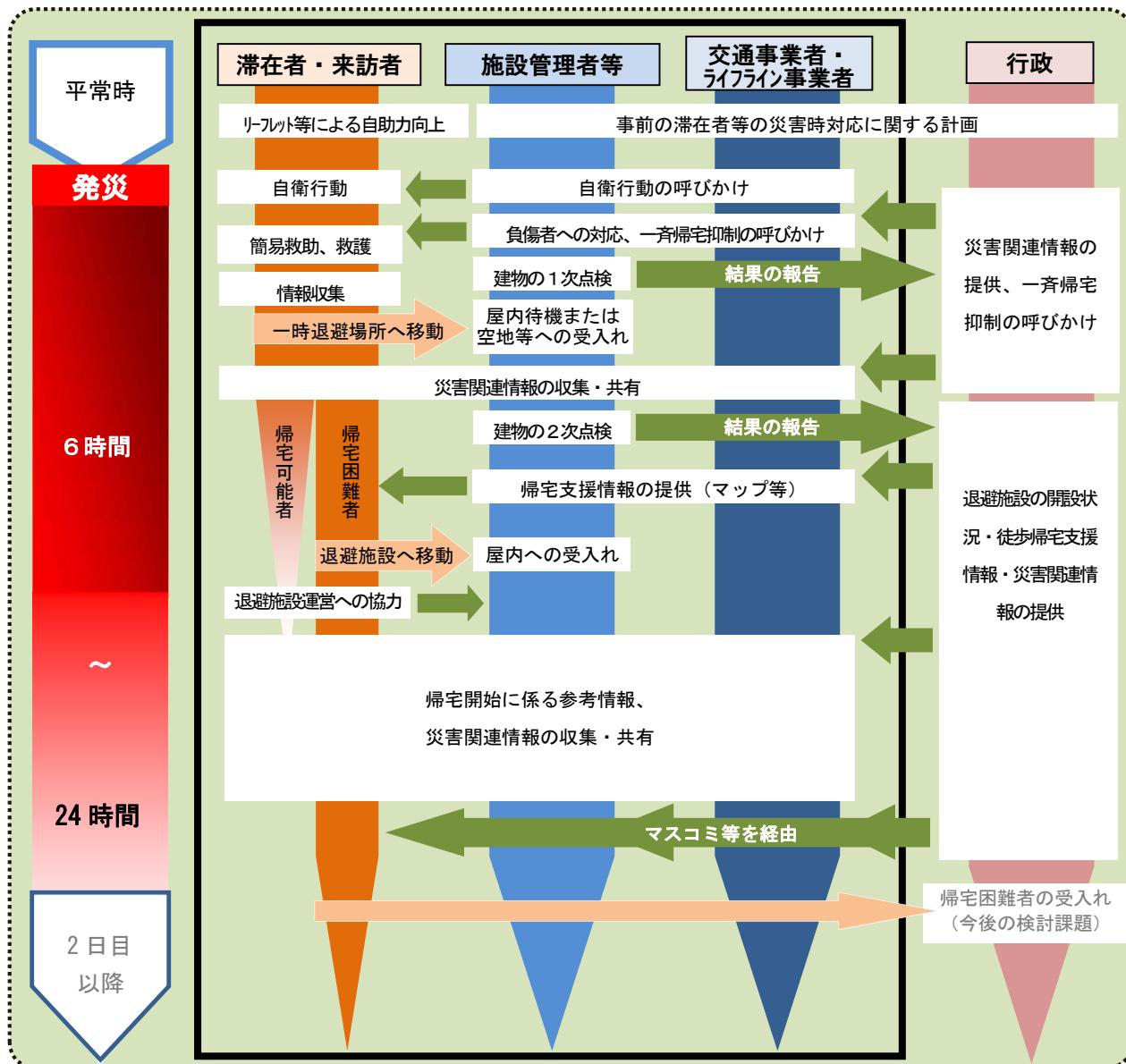
発災時に実施する事務や平常時における準備等や滞在者・来訪者の安全の確保のために実施すべき施設整備・管理といったソフト・ハード対策について記載します。第1次計画作成以降の協議・調整により、事業実施主体の合意を得られた事業、事務等を記載しており、今後も引き続き協議・調整を行い、必要に応じて改訂を行います。

1 発災時に実施する事務や平常時における準備等(法第19条の13第2項第五・六号)

1-1 基本的な流れ

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために対策を考える基本的な流れとして、以下のようなフローが想定されます。一斉帰宅抑制のための対策、一時避難場所等への避難誘導、避難施設の開設・運営及び災害関連情報の収集・提供といった事務を発災後の対応として実施します。また、発災時に円滑に対策を実施できるよう、訓練の実施など平常時からも取組みを行います。

図-14 基本的な流れ

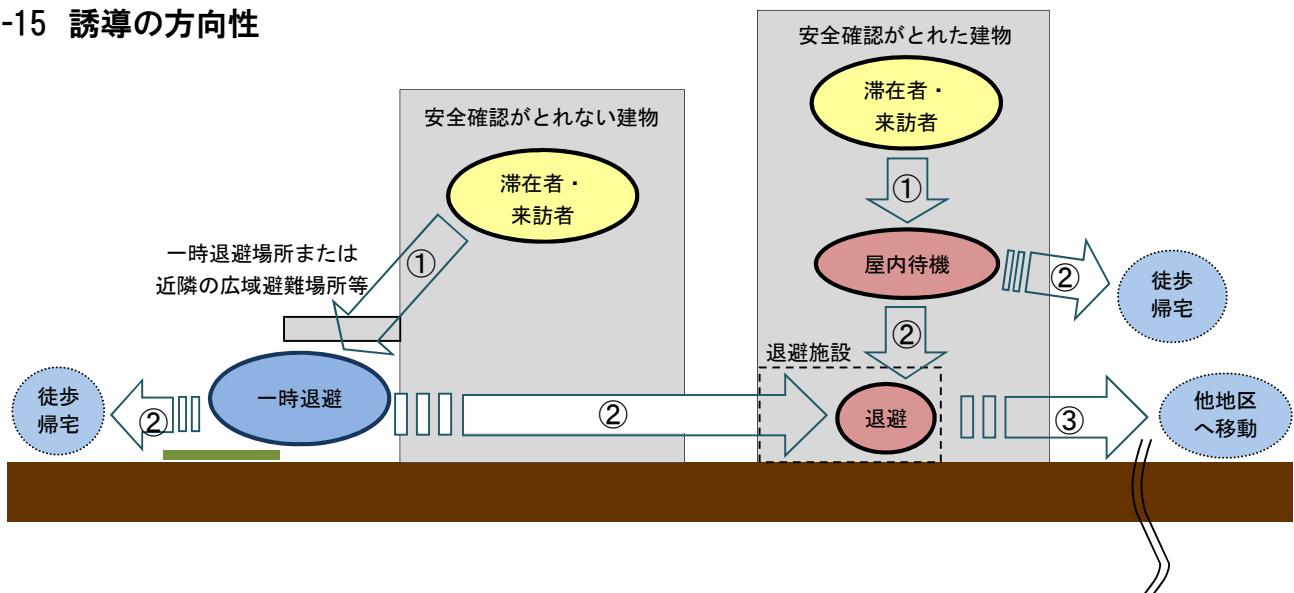


1-2 誘導の方向性

滞在者・来訪者への誘導の方向性として、次のように考えます。

- ① 発災直後は、安全確認がとれた建物においては屋内待機とし、その他は一時退避場所または、近隣の広域避難場所等へ誘導します。
- ② 発災から6時間までの間は、徒歩帰宅可能者に対しては道路が混雑しないように順番に徒歩帰宅を支援し、帰宅困難来訪者に対しては建物の安全点検完了後に退避施設へ受け入れます。
- ③ 発災後6時間から24時間までの間は、退避施設で退避し、帰宅に向けて他地区へ移動を開始します。

図-15 誘導の方向性



1-3 具体的な取組み

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために実施すべき具体的な取組みを、5つの区分に整理して示します。

区分	発災時	平常時
1 一斉帰宅の抑制	○	○
2 情報伝達	○	○
3 一時退避場所・退避施設の確保	○	○
4 帰宅支援	○	○
5 啓発・訓練	×	○

(1) 発災時に実施する事務

滞在者・来訪者の安全の確保を図るため、発災時に実施する事務を下表に示します。

表-4 発災時に実施する事務

区分	具体的な取組み	内容
一斉帰宅の抑制	一斉帰宅抑制の周知	行政と事業者が連携し、一斉帰宅による混乱を防止し安全を確保するため、滞在者・来訪者に対し「むやみに移動を開始しない」ことを周知します。
情報伝達 (※1)	周知・注意喚起情報の提供	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が混乱を回避し安全を確保するために必要な情報を周知し、注意喚起を行います。
	情報入手・提供方法の周知	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が必要な情報を収集するための情報入手・提供方法について、周知を行います。
	滞在者・来訪者を安全に退避・帰宅させるための情報の提供	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が混乱なく自ら行動するために必要な情報を提供します。また、滞在者・来訪者自身も共助の観点から、付近の状況等についての情報提供に努めます。
一時退避場所・ 退避施設の確保 (※2)	一時退避場所の提供	一時退避場所の管理者等は、帰宅困難者が退避する屋内施設の安全性が確認されるまでの間、帰宅困難者が一時的に退避するための場所を提供します。
	退避施設の開設・運営	退避施設の管理者等は、行き場のない帰宅困難来訪者を発災から24時間限度として受け入れるため、退避施設を開設・運営します。
	一時退避場所・退避施設情報の提供	行政と事業者が連携し、一時退避場所・退避施設の場所や受け入れ可否等の情報を帰宅困難者に提供します。
帰宅支援	徒歩帰宅支援情報の提供	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が自ら情報を収集し自らの判断で安全を確認して帰宅できるよう、情報提供に努めます。

(※1) 参考：「情報伝達ガイドライン＜中間案＞」の概要

(※2) 参考：「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」の概要

(2) 平常時における準備

滞在者・来訪者の安全の確保を図るため、平常時における準備を下表に示します。

表-5-1 平常時における準備①

区分	具体的な取組み	内容
一斉帰宅の抑制	事業者への啓発	行政と事業者が連携し、発災時に一斉帰宅による混乱を防止するため従業者等を施設内に留めおく必要があることを、地域の事業者に対し周知します。また、従業者等の施設内待機のために必要な備えについても呼びかけます。
	従業者・通学者への啓発	行政と事業者が連携し、発災時に勤務先や通学先での待機が可能な者はそれぞれの勤務先や通学先で施設内待機することを従業者・通学者に対し周知します。
	来訪者への啓発	行政と事業者が連携し、発災時、むやみに移動を開始しないこと、自ら積極的に情報を収集し自らの判断により行動する必要があること、そのために平常時から備えておくべきこと等について、来訪者に対し啓発を行います。
	施設内待機のための備え	事業者は、発災時に従業者等を施設内に留めおくため、施設の安全確保や備蓄、従業者等への啓発、安否確認手段の確保等に平常時から取り組みます。
情報伝達 (※1)	情報伝達ガイドライン作成	安全確保計画部会により、発災時に必要な帰宅困難者対策に係る情報伝達の地区内共通のルールを検討して、情報伝達ガイドラインを作成しておきます。また、訓練の実施を踏まえて、必要に応じてガイドラインの検証を行います。
	情報伝達体制の構築	発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち、行政や事業者が平常時から連携に努めます。
	情報入手・提供方法の周知	行政と事業者が連携し、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集するための情報入手・提供方法について、平常時から周知を行います。
	各施設内における情報伝達環境の整備	行政と事業者が連携し、発災時、滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を平常時から整備しておきます。

表-5-2 平常時における準備②

区分	具体的な取組み	内容
一時退避場所・ 退避施設の確保 (※2)	退避施設開設・運営ガイドライン作成	安全確保計画部会により、発災時に退避施設を円滑に開設・運営するための地区内共通のルールを検討して、退避施設開設・運営ガイドラインを作成しておきます。また、訓練の実施や国・首都圏の動向等を踏まえて、必要に応じてガイドラインの検証を行います。
	各退避施設のマニュアル作成	退避施設の管理者等は、ガイドラインを参考にそれぞれの施設状況に合わせた運用マニュアルを作成し、発災時における退避施設の迅速な開設と円滑な運営に備えます。
	一時退避場所・退避施設の拡充	行政と事業者が連携し、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時退避場所・退避施設を拡充するよう努めます。
	一時退避場所・退避施設情報の周知	行政と事業者が連携し、発災時に帰宅困難者が自ら退避施設等に退避し留まることができるよう、一時退避場所・退避施設の情報を平常時から周知しておきます。
帰宅支援	時差帰宅ルールの検討	事業者は、発災時に帰宅時間が集中しないよう、平常時から従業者等の居住地や家庭の事情を考慮し、時差帰宅ルールを検討するよう努めます。
	徒歩帰宅支援情報の周知	行政と事業者が連携し、発災時に滞在者・来訪者が自ら安全を確認し帰宅できるよう、帰宅支援ステーションや徒歩帰宅経路の情報及びその入手方法等について平常時から周知しておきます。

表-5-3 平常時における準備③

区分	具体的な取組み	内容
啓発・訓練	啓発の実施	行政と事業者が連携し、発災時に備え一人ひとりが平常時から行うべき取組みが認識されるよう、帰宅困難者対策に係る啓発を平常時から継続的に行います。
	訓練方法の検討	行政と事業者が連携し、地震を想定した防災訓練等にあわせて帰宅困難者対策を実施できるよう、訓練方法の検討を行っておきます。
	訓練の実施	行政と事業者が連携し、地域または各施設内において平常時から訓練を実施し、発災時の対応手順や役割の確認、地区内で定めた共通ルールの検証を行います。

(※1) 参考：「情報伝達ガイドライン＜中間案＞」の概要

(※2) 参考：「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」の概要

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

2 都市再生安全確保施設の管理及び整備(法第19条の13 第2項第二・三号)

2-1 都市再生安全確保施設の管理に関する事項

すでに整備済みの一時退避場所及び退避施設の管理主体等を下表に示します。

(1) 一時退避場所

表-6 一時退避場所

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
A1	西柳公園	名古屋市	名古屋市	空地	平成28年度まで使用不可
A2	ウインクあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	空地、軒下	
A3	ミッドランドスクエア	3地権者	東和不動産株式会社	空地	
A4	モード学園スパイラルタワーズ	学校法人モード学園	学校法人モード学園	エントランス・通路	
A5	JR名古屋駅	東海旅客鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社	コンコース等	
A6	地下鉄名古屋駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A7	名鉄名古屋駅・名鉄バスター・ミナルビル	名古屋鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	コンコース・ピロティ	
A8	近鉄名古屋駅	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社	コンコース	
A9	あおなみ線名古屋駅	名古屋臨海高速鉄道株式会社	名古屋臨海高速鉄道株式会社	改札内通路	
A10	ノリタケの森	株式会社ノリタケカンパニーリミテッド	株式会社ノリタケカンパニーリミテッド	空地	
A11	名古屋三井ビルディング本館	三井不動産株式会社	三井不動産株式会社	空地	
A12	名古屋三井ビルディング新館	三井不動産株式会社	三井不動産株式会社	空地	
A13	名古屋ルーセントタワー	5地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	公開空地	
A14	愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	モールの一部、公園空地	
A15	JPタワー名古屋	日本郵便株式会社	JPビルマネジメント株式会社	空地	
A16	大名古屋ビルディング	三菱地所株式会社	三菱地所プロパティマネジメント株式会社	空地	平成28年3月より使用可
収容人数合計				約43,000人	

※一時退避場所は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。

※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、一時退避場所内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。

※一時退避場所の収容人数は、一人あたり約1m²を基準に算出した。

当地区の滞在者・来訪者約18.8万人のうち約8割に当たる約14.6万人が、名駅一丁目～名駅四丁目に集中しております。

第1次計画作成時の構成員を対象とした調査によると、発災直後の屋内待機が約5.0万人のため最大約9.6万人が屋外に出る可能性があります。なお、名駅一丁目～名駅四丁目の一時退避場所(A1～A9・A15・A16)の収容人数は約2.6万人となっているため、道路に人がふれる可能性があります。

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

(2) 退避施設

表-7 退避施設

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
B1	ウインクあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	1階ホワイエ	
B2	ミッドランドスクエア	3地権者	東和不動産株式会社	B1階・1階通路・ロビー	
B3	JRセントラルタワーズ	ジェイアールセントラルビル株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	1階・2階通路・ロビー等	
B4	名鉄ビル	名古屋鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	ホール	
B5	名古屋ルーセントタワー	5地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	エントランス	
B6	愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	フードコートの一部、エントランスの一部	
B7	モード学園スパイラルタワーズ	学校法人モード学園	学校法人モード学園	エントランス、通路、教室、ホール	
B8	JPタワー名古屋	日本郵便株式会社	JPビルマネジメント株式会社	2階貫通通路、1階アトリウム、B1階ロビー等	
B9	大名古屋ビルディング	三菱地所株式会社	三菱地所プロパティマネジメント株式会社	1階、B1階貫通通路	平成28年3月より使用可
B10	中日美容専門学校	学校法人中日学園	学校法人中日学園	地下講堂、イベントホール等	
B11	アートグレース(The Art Grace)	株式会社ツカダ・グローバルホールディング	株式会社ベストライダル	1階ロビー、バンケット等	
B12	アルカンシエル リュクスマリアージュ 名古屋	株式会社アルカンシエル	株式会社アルカンシエル	バンケット等	
B13	名古屋国際センター別棟ホール	名古屋市	公益財団法人名古屋国際センター	ホール	
B14	Zepp NAGOYA	株式会社 Zepp ホールネットワーク	株式会社 Zepp ホールネットワーク	ホール、1階ホワイエ等	
B15	名古屋デジタル工科専門学校	学校法人都築俊英学園	学校法人都築俊英学園	普通教室	
B16	大原簿記情報医療専門学校	学校法人名古屋大原学園	学校法人名古屋大原学園	1階ホール、教室の一部等	
B17	ロイヤルパークERささしま	大和ハウス工業	大和リビング株式会社	シェアハウス共用部、1階ラウンジ等	
B18	東京IT会計専門学校名古屋校	学校法人立志舎中央学園本部	学校法人立志舎中央学園本部	1階エントランス、普通教室等	
B19	レセプションハウス・コアセルベート	株式会社通信	株式会社通信	1階エントランスホール、3階バンケット等	
B20	ザ・グランドティアラ名古屋駅前	株式会社愛知冠婚葬祭互助会	株式会社愛知冠婚葬祭互助会	1階・6階ロビー、バンケット等	
B21	ザ・グランクレール	株式会社クレールコーポレーション	株式会社クレールコーポレーション	1階ロビー、バンケット等	
B22	マーケットスクエアささしま	東急不動産株式会社	株式会社東急コミュニティー	シネマ、通路	
B23	国際医学技術専門学校	学校法人東洋学園	学校法人東洋学園	普通教室等	
収容人数合計				約16,000人	

※退避施設は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。

※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、退避施設内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。

※退避施設は、「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」に基づくマニュアル作成後、供用開始。

※退避施設の収容人数は、一人あたり約2m²を基準に算出した。

※退避施設の収容人数には、発災後に屋内待機をする帰宅困難来訪者を含む。

※本表に掲げる退避施設は、帰宅困難来訪者を、24時間限度として受け入れるための施設と定義する。

当地区は帰宅困難来訪者約3.4万人分が必要ですが、退避施設の収容人数は約1.6万人であり、まだ不足している状況にあります。

不足する都市再生安全確保施設の早期確保に向けては、既存施設の活用が重要となります。このため、本計画に位置付けた施設については、必要に応じて記載内容の精査・見直しを行うとともに、計画区域内の他の施設管理者等に対しても、退避施設などへの協力を呼びかけていきます。

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

2-2 都市再生安全確保施設の整備に関する事業

都市開発事業の施行に関連して、一時避難場所、避難施設及び情報伝達施設を整備する事業を下表に示します。

(1) 一時避難場所

表-8 一時避難場所

番号	事業名	実施主体	実施期間(年度)	備考
a1	名古屋都市計画事業さしまライブ24 土地区画整理事業	名古屋市	H11～H33	公園、高架下広場
a2	中京テレビ放送株式会社新社屋建設事業	中京テレビ放送株式会社	H28 開業予定	
a3	名駅一丁目1番地区(南地区)建設事業	東海旅客鉄道株式会社	H28 竣工予定	
a4	愛知大学新名古屋校舎建設事業	学校法人愛知大学	H29 開校予定	
a5	名駅四丁目10番地区建設事業	東和不動産株式会社	H28 竣工予定	
a6	グローバルゲート建設事業	さしまライブ24特定目的会社	H29 開業予定	

(2) 避難施設

表-9 避難施設

番号	事業名	実施主体	実施期間(年度)	備考
b1	名古屋駅周辺地下公共空間	名古屋市	(調整中)	
b2	中京テレビ放送株式会社新社屋建設事業	中京テレビ放送株式会社	H28 開業予定	
b3	名駅一丁目1番地区(南地区)建設事業	東海旅客鉄道株式会社	H28 竣工予定	
b4	愛知大学新名古屋校舎建設事業	学校法人愛知大学	H29 開校予定	
b5	名駅四丁目10番地区建設事業	東和不動産株式会社	H28 竣工予定	

(3) 情報伝達施設

表-10 情報伝達施設

番号	事業名	実施主体	実施期間(年度)	備考
c1	中京テレビ新社屋大型ビジョン整備 事業	協議会(※補助事業代表者及び財産 の所有者:中京テレビ放送株式会社)	H28 開業予定	

※情報伝達施設においては、「情報伝達ガイドライン」に基づき、発災時の対応として必要な情報を提供するだけでなく、平常時の備えとして啓発の実施や情報入手・提供方法の周知に取組むものとする。

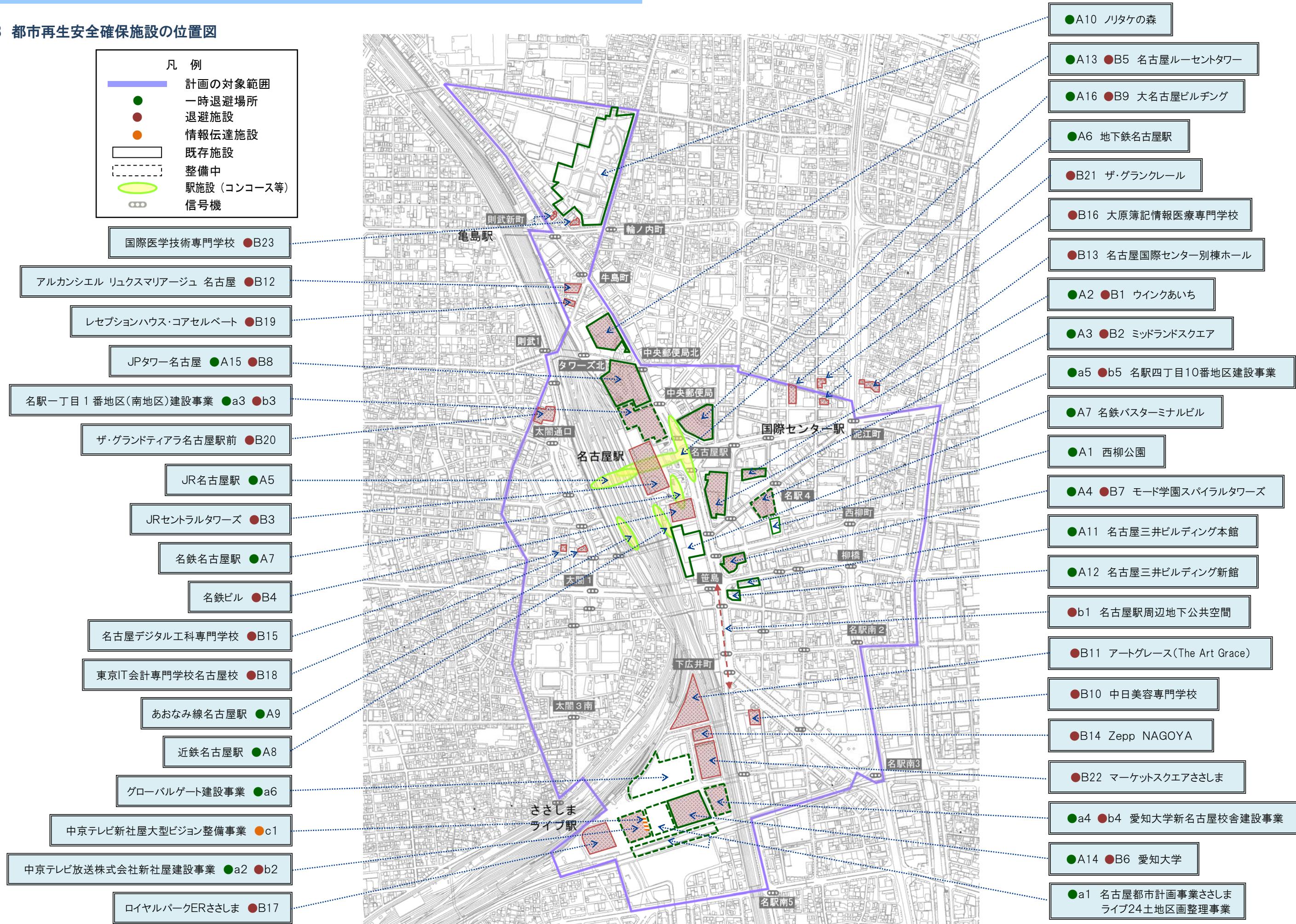
これらの都市開発事業による都市再生安全確保施設の整備によって、一定の帰宅困難者の受入容量は確保されるものの、まだ十分ではありません。

さらなる民間による再開発の誘導を図ることで、避難施設などを拡充するとともに、ビジネス拠点・交流拠点として名古屋駅周辺のまちづくりを進める中で、中部圏の中核となるターミナル拠点にふさわしい高いレベルの安全確保を目指し、都市再生安全確保施設の整備を進めています。

※法第19条の13第2項第四号に関係する事項については、適宜掲載していくものとする。

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

2-3 都市再生安全確保施設の位置図



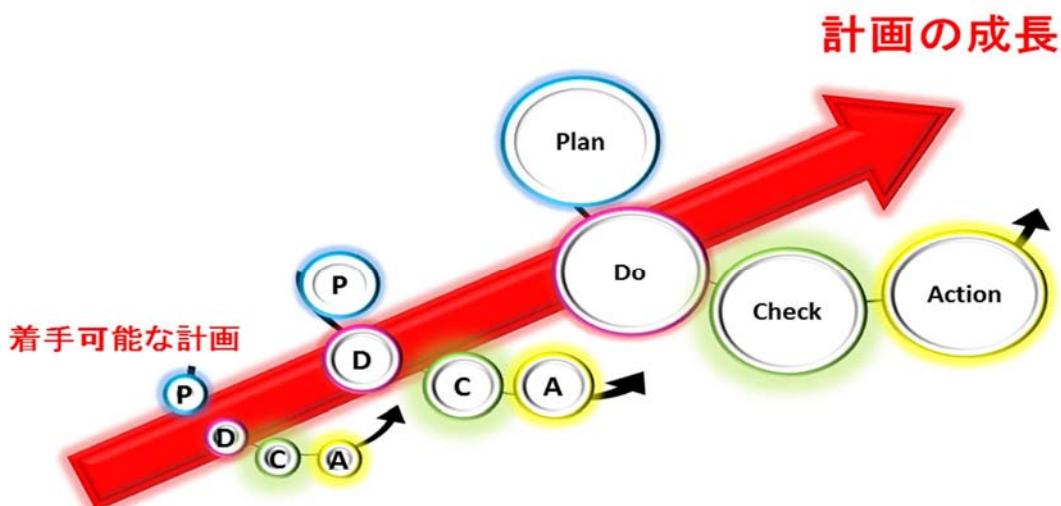
おわりに

1 計画の変更

本計画は、第1次計画を前提に、より実効性のある計画として作成したものですが、不足する避難施設などの拡充については、今後も引き続き官民連携して取り組み、計画内容のスケールアップを図っていきます。

また、計画検討の前提条件の変化や、名駅周辺地区における大規模都市開発の進展等、計画に記載されている事業内容の変更、取組み成果の検証等から計画の改善・更新が必要となった場合には、計画の変更を行うものとします。

図-16 成長する計画(PDCAサイクルによる計画のスケールアップ)のイメージ

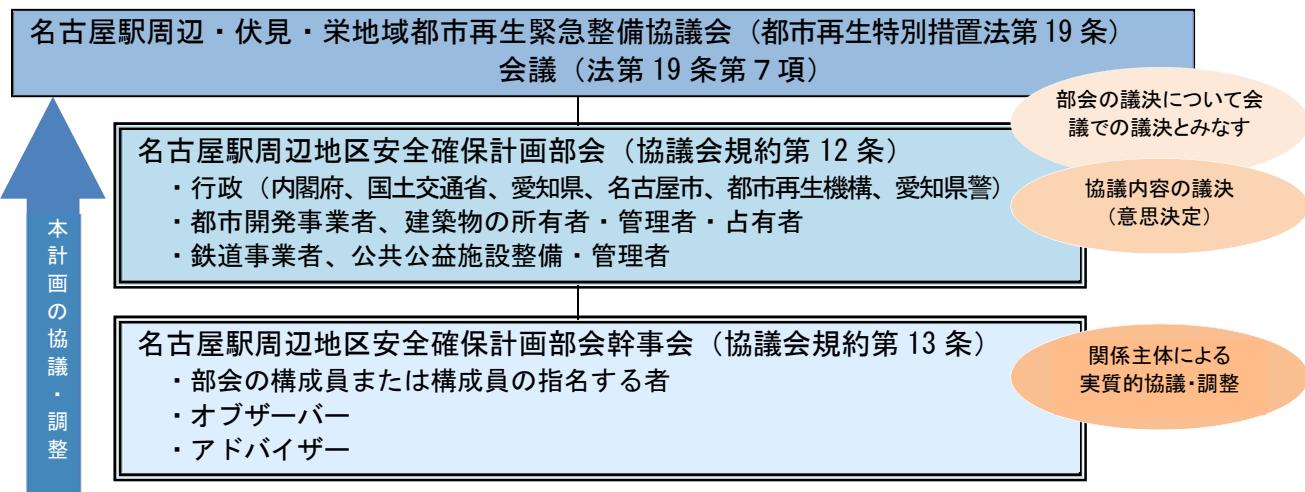


2 計画の体制

名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法第19条の13第1項に基づいて、名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会が作成します。同協議会のもとに平成25年7月に「名古屋駅周辺地区安全確保計画部会」が設置され、「名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会」での協議、調整等を経て、同部会の議決により作成します。

協議会並びに部会には、国、県・市等の行政関係者のみならず、民間事業者や鉄道事業者、ライフライン事業者にも構成員として参加を得て官民一体での取組みを進めます。

図-17 計画の体制



参考資料

1 「退避施設開設・運営ガイドライン(試行版)」の概要

1 基本的な考え方

平成26年2月に作成された「第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づき、帰宅困難来訪者を受け入れる退避施設の開設・運営や、平常時の備え等に関する基本的な考え方を示したもので、本ガイドラインを参考に、各施設において運用マニュアルの作成をお願いするものです。

退避施設とは	<ul style="list-style-type: none"> ・発災から24時間限度として帰宅困難来訪者を受け入れる施設 ・帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設 ・1人当たり2m²を目安に帰宅困難来訪者の受入を行う施設 ・昭和56年の建築基準法施行令改正による新耐震基準により建築された建物 (耐震診断等により安全性が確認された建物や地下構造物も含む)
--------	--

2 平常時の備え

(1) 運営マニュアルの作成及び運営体制の決め

発災時に退避施設を速やかに開設、運営できるよう運営マニュアルをあらかじめ作成しておくとともに、運営要員の確保等、運営体制についても取り決めておきます。

(2) 従業者等への周知

従業者等に対し、発災時の施設内待機及び退避施設の運営計画について周知します。

(3) 施設利用者への啓発

「むやみに移動を開始しない」という基本原則、退避施設とは「発災から24時間限度として」「帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設」であり、長期間にわたり避難するための施設とは異なることを平常時から啓発します。

(4) 施設の安全確保

建物の耐震性の確保、家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策等に努めます。また、可能な範囲で災害時の停電等に備えておきます。

(5) 情報の収集及び伝達の手段確保（退避施設及び一時退避場所における備え）

退避施設では、情報を収集するための手段及び滞在者に情報を伝達するための手段を確保しておきます。また、一時退避場所においても可能な範囲で情報伝達できると望ましい。

(6) 安否確認手段の確保

滞在者・来訪者が家族等と安否確認を行えるよう、災害用伝言板サービス等の使い方の説明体制及び通信手段を整備しておきます。

(7) 備蓄の確保及び配布ルールの決め

受入時間が24時間であることを前提として可能な範囲で備蓄に努めるとともに、配布ルールについても取り決めておきます。

(8) 帰宅ルールの決め

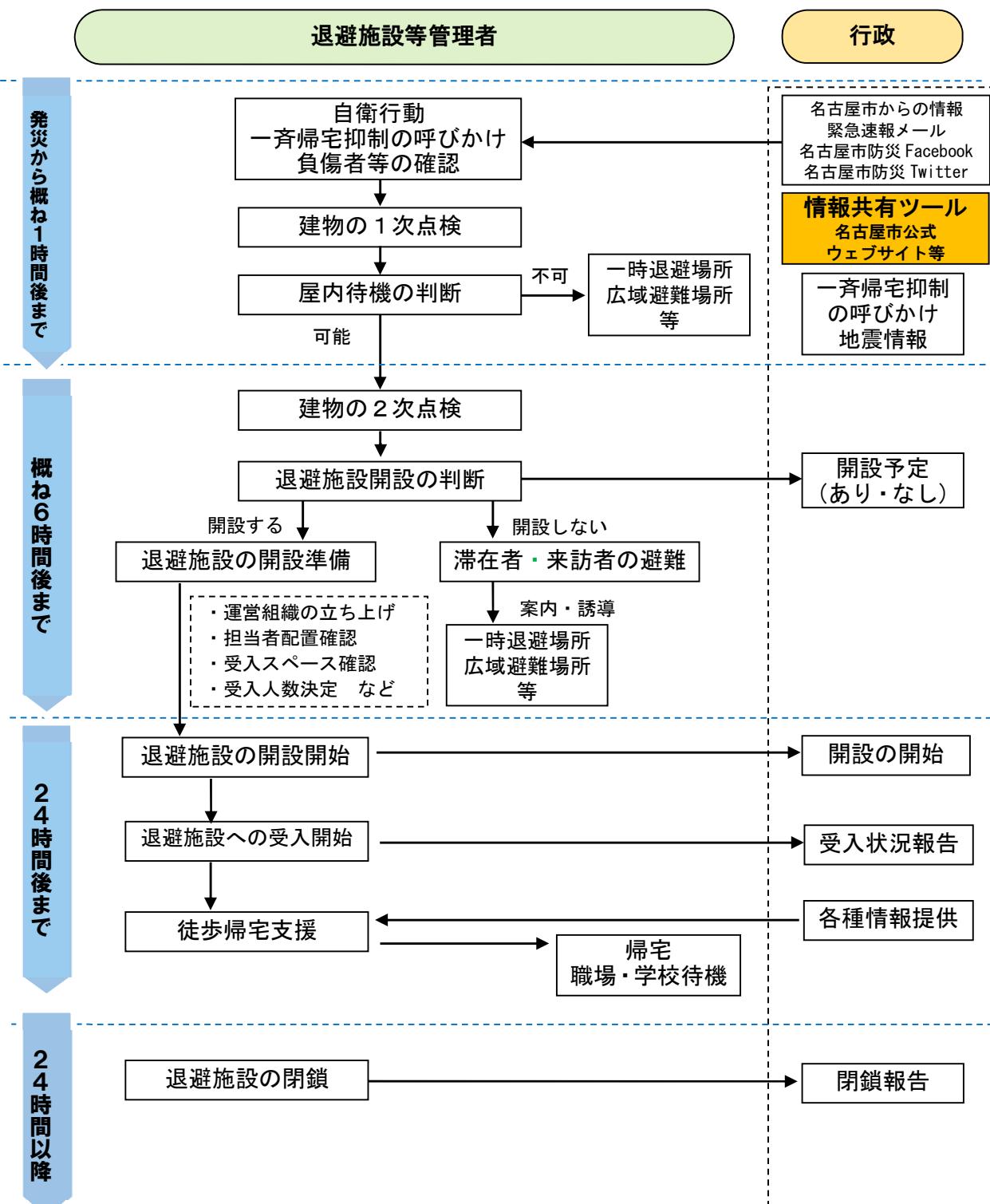
帰宅時間の集中を回避するため、帰宅する方面等を踏まえて段階的に帰宅する順番を取り決めておきます。

(9) 訓練の実施

退避施設の開設に関する訓練を定期的に実施して手順を確認し、必要に応じて検証結果を運営マニュアルに反映させます。

3 発災時の対応

発災（発動基準：名古屋市域で震度6弱以上の地震が発生した場合）

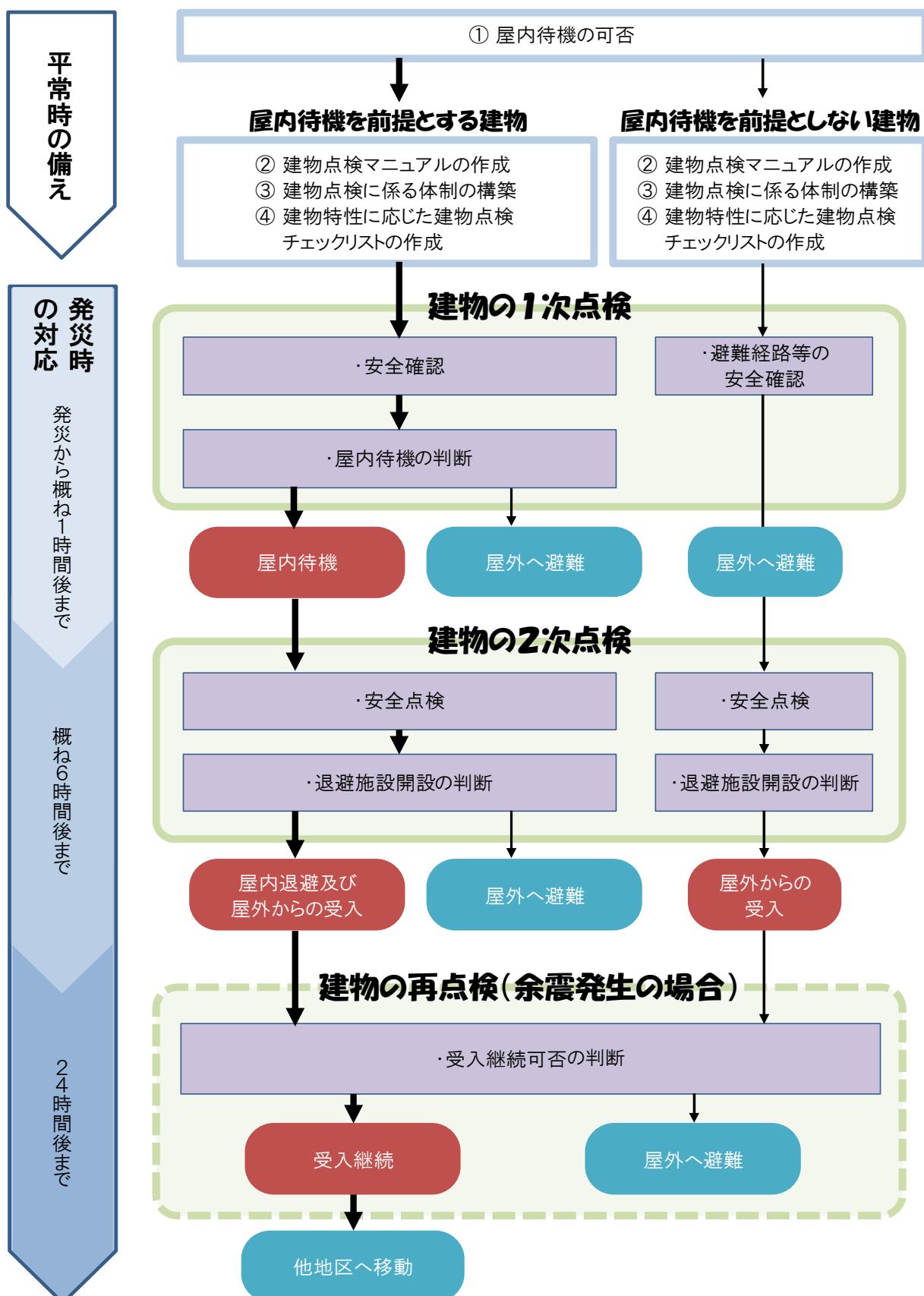


- 帰宅困難来訪者を受け入れる際には、帰宅困難来訪者に退避施設利用条件を示した利用承諾書へ署名後、受け入れるものとする。ただし、退避施設の利用状況等により利用承諾書への署名が困難な場合は、利用規約の掲示、利用規約の配布など、受入条件の周知徹底を図る。
- 余震発生の際は、余震の大きさに応じて適宜、建物の再点検を行うとともに、点検結果を踏まえ所要の対応を行う。

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

4 退避施設の建物点検要領

退避施設として開設し、運営するために必要な建物点検に係る対応は以下に示すとおりです。



第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

(1) 平常時の備え

ア) 屋内待機の可否

- ・大規模地震の発生直後は、大量の滞在者・来訪者が屋外に出ることによる地区内の混乱の発生が想定されるため、屋内待機が望ましい。
- ・建物によっては耐震性や業務形態、人員体制などの条件により、屋内待機を前提としないことも考えられるため、屋内待機の可否についてあらかじめ決めておきます。

イ) 建物点検に係る体制の構築

- ・基本的には2人1組で行います。
- ・災害時には必要な人員確保が困難な場合も想定されるため、専門知識・経験を有する社員だけでなく、一般の社員も組み込んだ人員・体制を事前に構築しておきます。

ウ) 建物特性に応じた建物点検チェックリストの作成

- ・本ガイドラインを参考に自社建物の特性に合わせたチェックリストを事前に作成しておきます。

【建物分類毎の点検項目の特徴（例）】

- ・業務ビル … 一般的な点検項目
- ・商業（飲食店含む）… 業務ビルに比べ、火災、ガス漏れの有無等の点検項目が多い
- ・地下街 … 地上との出入り口などとのジョイント部の点検が必要
- ・小規模ビル … 液状化による影響を受けやすい など

(2) 発災時における建物点検の実施

ア) 1次点検

時期	発災から概ね1時間後までに
範囲	自社建物及び自社敷地内
項目	室内照明の落下状況やその可能性、ガラス窓の破損状況、什器の転倒状況やその可能性など、身の回りの安全性を目視確認する。

<点検後の滞在者・来訪者への対応>

- (1)屋内待機を前提とする建物：屋内待機又は一時退避場所へ避難。
- (2)屋内待機を前提としない建物：避難経路等の安全確認を行った後、一旦一時避難場所へ避難。

イ) 2次点検

時期	発災から概ね1時間後から概ね6時間後までに
範囲	自社建物内及び自社敷地内（可能であれば、近隣歩道上の安全性についても確認）
項目 (共通)	建物の強度に係る部分等の建物全体を専門的な視点から慎重かつ速やかに点検する。 施設全体 建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起） 施設内部 床（傾斜・陥没）、廊下・階段・壁（ひび割れ・剥離）、天井・照明（落下）、火災・ガス漏れ、防災設備・消火設備（故障）、電力（供給停止）、上水道（漏水）

<点検後の帰宅困難来訪者への対応>

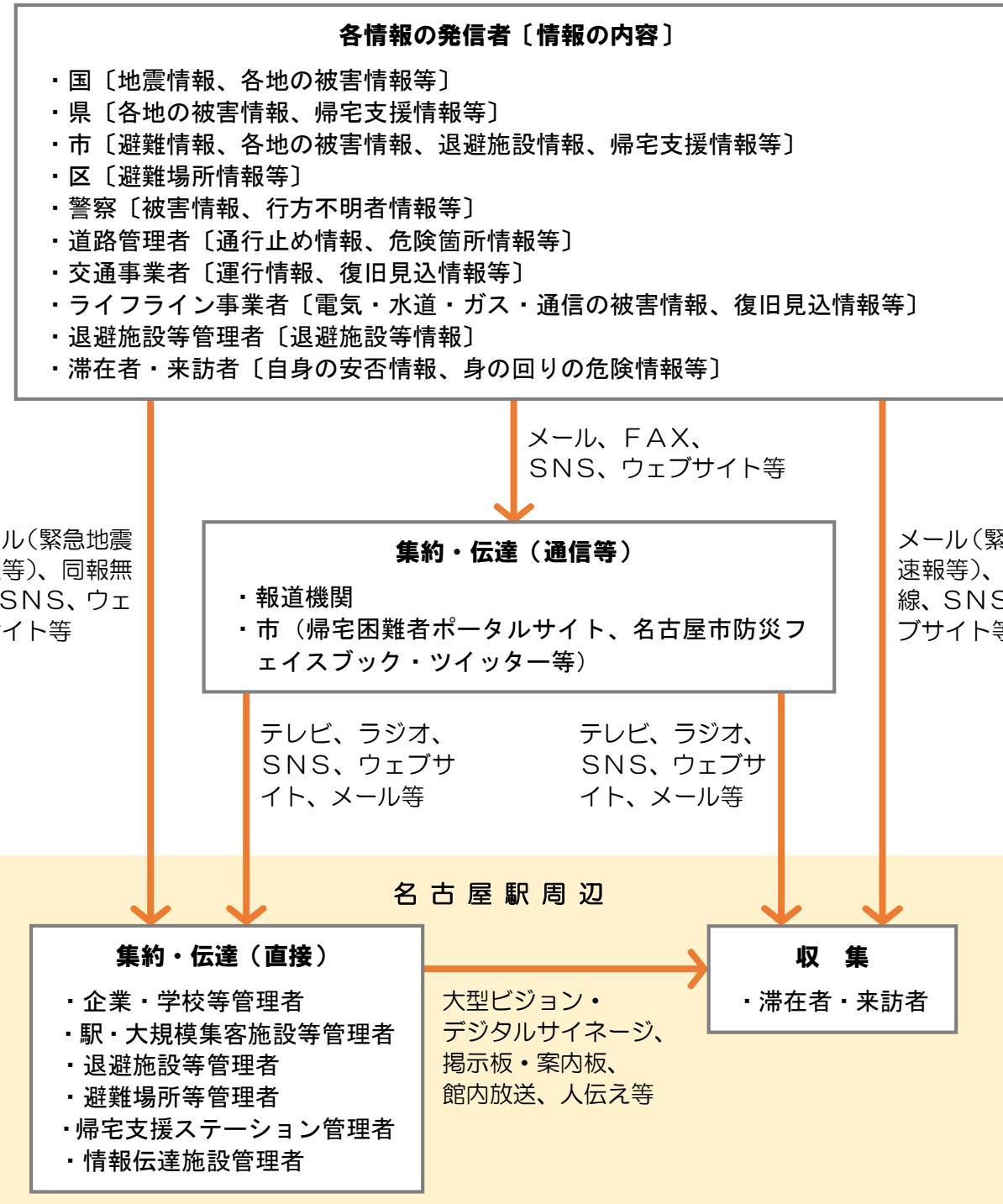
- (1)屋内待機を前提とする建物：屋内の退避場所へ誘導（受入れ）又は屋外へ避難。
- (2)屋内待機を前提としない建物：可能な場合は受入れ。

2 「情報伝達ガイドライン＜中間案＞」の概要

1 基本的な考え方

本ガイドラインは、名古屋駅周辺地区における帰宅困難者対策に係る情報伝達に関する基本的な考え方を示したもので、発災時に地区内の事業者の皆様にいつどのような情報を提供していくべきか、滞在者・来訪者はいつどこでどのような情報をどのように入手できるか及び平常時の備えとしてそれぞれが何をしておくべきか等を整理しています。

〈発災時の情報伝達の流れ〉



第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

＜発災時に想定される情報の伝達手段・発信者・内容の組み合わせ＞

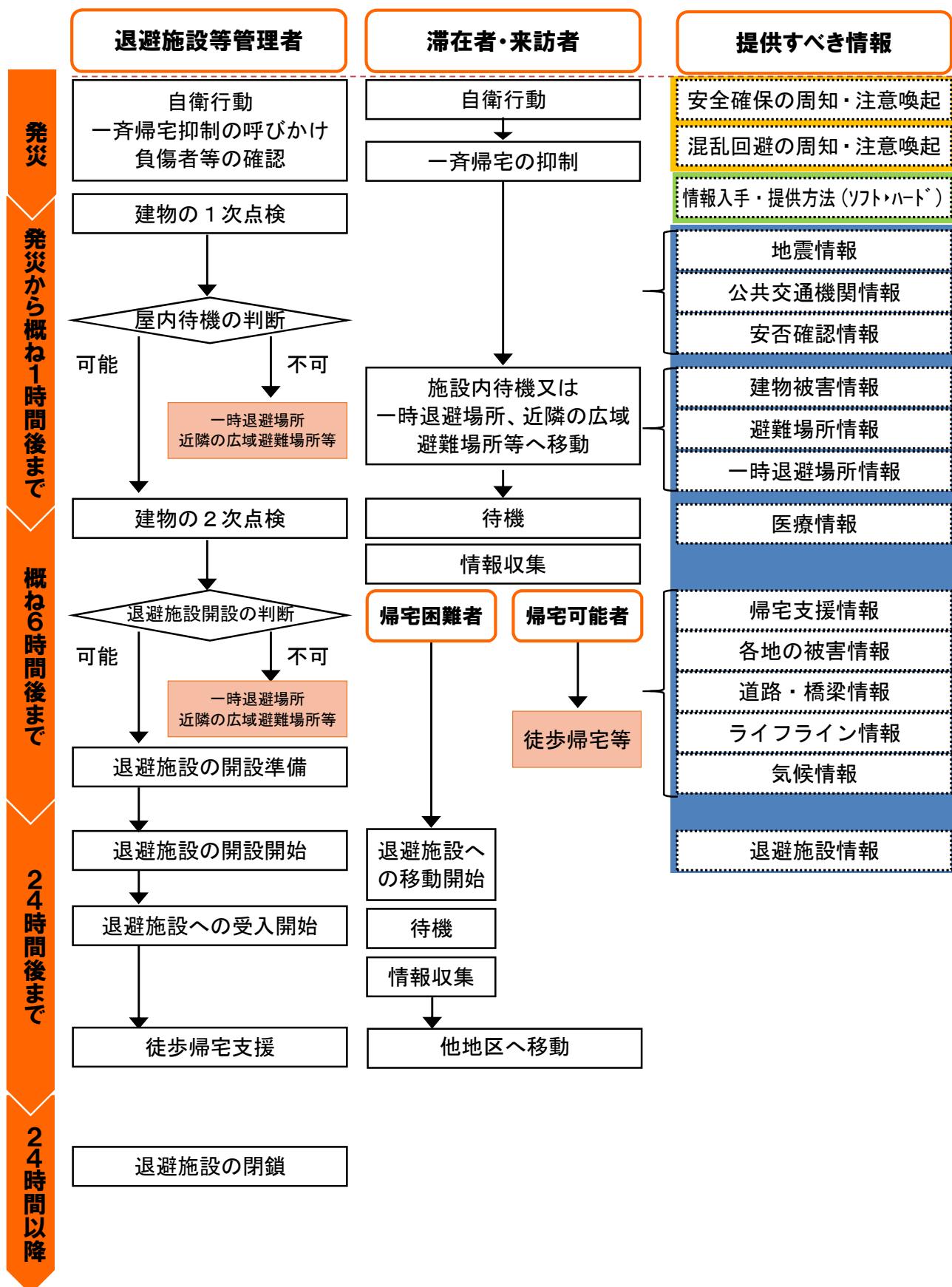
伝達手段	発信者	内容	必要なもの
インターネット	帰宅困難者支援サイト	名古屋市 一斉帰宅抑制の周知、各種情報入手手段の周知、各ウェブサイトへのリンク等	回線、電源、端末（携帯電話、スマホ、タブレット、パソコン）
	ウェブサイト	行政（国・県・市・区・警察） 一斉帰宅抑制・安全確保の周知、地震情報、各地の被害情報、避難情報、退避施設・避難場所情報、帰宅支援情報等	
		道路管理者 通行止め、危険箇所情報等	
		報道機関・ニュースサイト等 各種情報、検索	
		交通事業者 運行情報、復旧見込等	
	ライフライン事業者	電気・水道・ガス・通信網の被害、復旧情報等	
		灾害用伝言板 滞在者・来訪者 安否情報	
	S N S	名古屋市防災フェイスブック・ツイッター 行政からの情報（地震情報、避難情報等）	
		滞在者・来訪者 周辺状況等の投稿	
	なごや減災プロジェクト	名古屋市 行政からの情報（地震情報、避難情報等）	
		滞在者・来訪者（投稿） 周辺状況等を地図上に表示（危険箇所、混雑状況、通行止め情報等）	
公共放送	メール	行政等からの一斉発信 緊急地震速報、防災情報メール等	電源、機器（テレビ、ラジオ）
		個々のやり取り 安否情報等	
	テレビ	報道機関（テレビ放送事業者） 行政からの情報、各地の状況（中継）等	
	ラジオ	報道機関（ラジオ放送事業者） 行政からの情報、各地の状況（中継）等	
電話・F A X	災害用伝言ダイヤル	滞在者・来訪者 安否情報	回線、電源、端末（携帯電話、スマホ、公衆電話、F A X等）
	個々の電話	個々のやり取り 安否情報等	
	F A X	行政等 行政間の連絡、報道発表等	
その他	防災スピーカー（同報無線）	名古屋市 行政からの情報（地震情報、避難情報等）	—
	情報伝達施設	施設管理者等 各種情報を集約して伝達	電源
	大型ビジョンデジタルサイネージ	施設管理者等 一斉帰宅抑制の周知、市ポータルサイト案内、退避施設情報、交通機関情報、危険箇所情報、避難情報、帰宅支援情報等	電源
	掲示板・案内板	施設管理者等	—
	館内放送スピーカー・拡声器	施設管理者等 各種情報を集約して伝達	電源
	人伝え	施設管理者等、滞在者・来訪者 各種情報	—

第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

2 発災時の対応

(1) 発災時における滞在者・来訪者の行動と情報提供

発災から時間が経過するにつれて、帰宅困難者を含む滞在者・来訪者がとるべき行動は変化し、それに伴って伝達すべき情報も変化します。



第2次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

(2) 発災時に提供が求められる情報

発災時に滞在者・来訪者に対して提供する情報は、次の通り「周知・注意喚起」「情報入手・提供方法」「滞在者・来訪者を安全に退避・帰宅させるための情報」の3つに大きく分けられます。

<施設管理者等及び滞在者・来訪者がとるべき行動と提供すべき情報>

区分	種類	内容
周知・注意喚起	安全確保の周知・注意喚起	自衛行動の呼びかけ、危険箇所に係る注意喚起、行政からの避難情報
	混乱回避の周知・注意喚起	一斉帰宅抑制、勤務先や通学先での待機呼びかけ
情報入手・提供方法	情報入手・提供方法（ソフト）	各種ウェブサイト、SNS（フェイスブック・ツイッター）、メール、災害用伝言板等のアドレス及び使用方法
	情報入手・提供方法（ハード）	通信スポット、充電スポット、公衆電話、情報伝達施設、大型ビジョン、デジタルサイネージ、掲示板等の場所
滞在者・来訪者を安全に退避・帰宅させるための情報	地震情報	震源地、震度、余震等
	公共交通機関情報	鉄道・地下鉄・バス等の被害情報等
	安否確認情報	家族・知人等の安否確認、自身の安否伝達
	建物被害情報	屋内待機可否、建物点検結果
	避難場所情報	広域避難場所等の場所
	一時退避場所情報	場所
	医療情報	病院、薬局、救護施設等
	帰宅支援情報	帰宅支援ステーション、歩行帰宅経路、道路の通行可否等についての情報
	各地の被害情報	現在地や居住地等の被害情報
	道路・橋梁情報	通行止め、危険箇所等
	ライフライン情報	電気・水道・ガス・通信等の被害、復旧情報等
	気候情報	雨の情報、気温
	退避施設情報	場所、開設状況、混雑状況、受入可否

3 平常時の備え

(1) 啓発の実施

行政と事業者が連携し、帰宅困難者対策に係る啓発を平常時から継続的に行います。

(2) 情報伝達体制の構築

発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達体制を平常時から確立しておく必要があります。

情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち連携に努めること、情報伝達に必要な機器の確保・整備に努めることが必要です。

(3) 情報入手・提供方法の周知

行政と事業者が連携し、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集できるよう、各種情報の入手・提供方法に関する情報を平常時から周知しておきます。

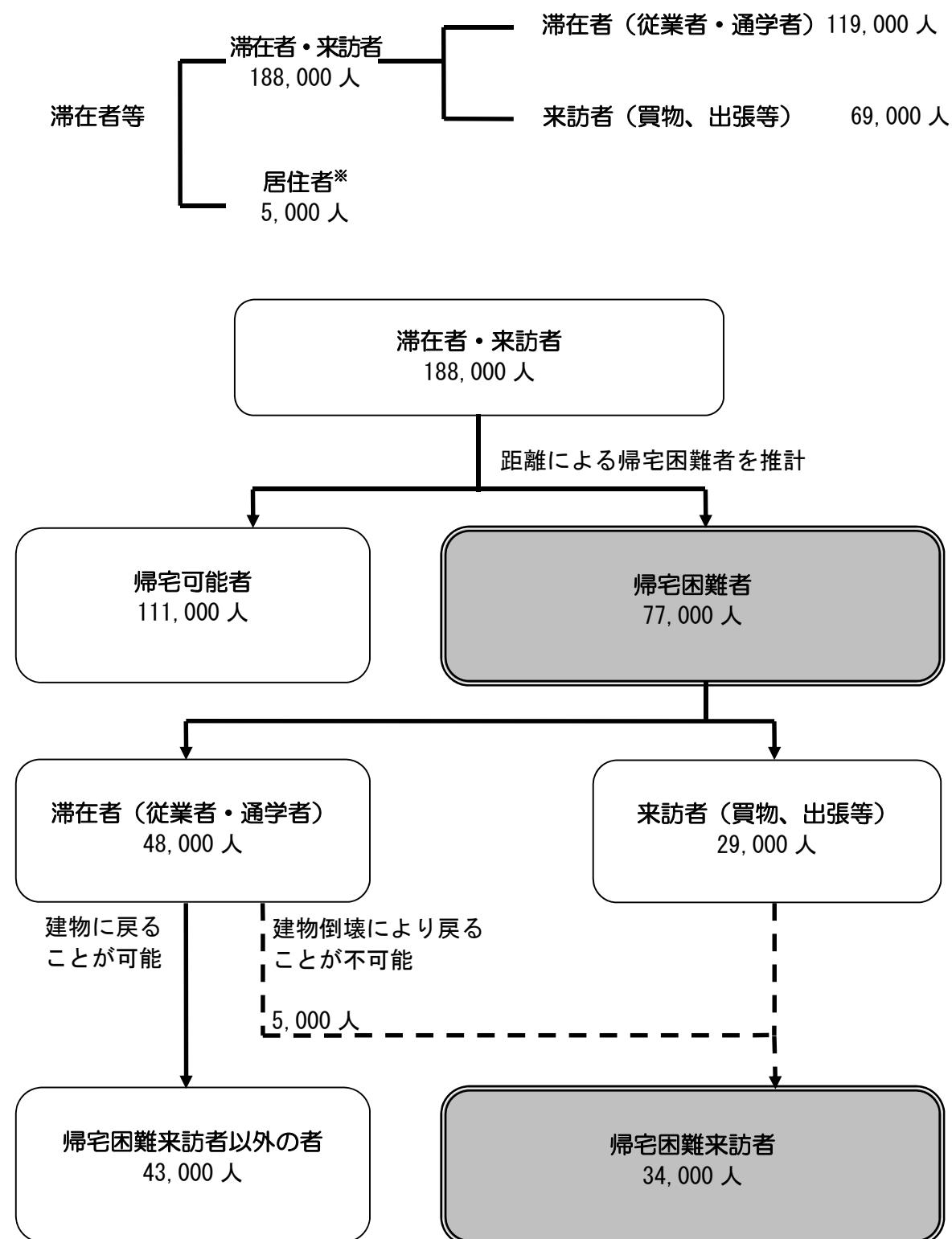
(4) 各施設内における情報伝達環境の整備

事業者は、発災時に施設内待機する滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を平常時から整備しておきます。

(5) 安否確認手段・情報入手方法の確認

発災時に帰宅困難者になる場合に備え、一人ひとりが平常時から、家族等との安否確認手段の確保、各種情報の入手・提供方法の確認等を行っておきます。

3 帰宅困難者等の推計について



* 第4回中京都市圏パーソントリップ調査（平成13年）をもとに推計した、平日13時に在宅している地区内居住者のこと

（出典）名古屋市「都市再生安全確保計画策定に向けた調査」（平成24年度）を基に作成

4 計画に関する用語について

【行動】

- ・ **避難** 大規模地震発生時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
- ・ **退避** 大規模地震発生時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること
- ・ **一斉帰宅抑制** 大規模地震発生時に、一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる恐れがあるため、むやみに移動を開始しないよう呼びかけ等を行うこと（名古屋市地域防災計画においても「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ということが帰宅困難者対策の基本原則として記載されている）

【ひと】

- ・ **滞在者** 地区内に出勤・登校目的で来ている人（従業者及び通学者）
- ・ **従業者** 地区内に出勤目的で来ている人
- ・ **通学者** 地区内に登校目的で来ている人
- ・ **居住者** その地域で居住している人
- ・ **来訪者** 地区内に買物・出張等で来ている人
- ・ **帰宅困難者** 滞在者・来訪者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人
- ・ **帰宅困難来訪者** 帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先・通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者
- ・ **施設管理者等** 企業・学校・駅・大規模集客施設・一時退避場所・退避施設・避難場所等・帰宅支援ステーション等の管理者・所有者・占有者
- ・ **事業者** 交通事業者・ライフライン事業者・施設管理者等

【施設】

- ・ **一時退避場所** 大規模地震発生時に、施設の安全性が確認されるまでの間、滞在者・来訪者が一時的に退避するための場所（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
- ・ **退避施設** 発災から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設で、帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
- ・ **情報伝達施設** 滞在者・来訪者の退避や移動の際に有用な情報を提供する施設（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
- ・ **広域避難場所等** 名古屋市地域防災計画において指定されている広域避難場所及び一時避難場所。大規模地震発生時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペース